

第1編 計画の策定にあたって

1．計画策定の趣旨	・・・	1
2．計画の位置づけ	・・・	2
3．計画の期間	・・・・・・	2
4．計画の策定体制	・・・	3

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の総人口は、平成16年にピークを迎え、出生数はその30年も前の昭和48年をピークに減少し続けています。国は、急速に進む少子高齢化の流れを変えるため、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び企業に対して、次世代育成支援対策を集中的・計画的に進めるため、行動計画を策定することを義務づけました。本市においてもこの法律に基づき、平成17年3月に、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期の計画期間とする「西宮市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもが輝くまち・人にやさしいまち 西宮へ」を基本理念に、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実など、施策の展開を図ってきました。

しかしこの間、平成17年に合計特殊出生率が過去最低の1.26を記録するなど、急速な少子高齢化がさらに進行し、その後、平成20年には1.37と少し持ち直したものの、継続的に人口が減少する社会が到来しています。仮に現在の合計特殊出生率のままだと、日本の総人口は、平成58(2046)年には現在の1億2769万人から1億人を割り込むと推計されています。

このような動向を踏まえ、国においては、国民が希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境づくりを進めるため、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられ、「就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきである」とし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。さらに、平成22年1月には、少子化社会対策基本法の大綱として「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的な考え方にに基づき、子ども手当の創設や保育サービスなどを含めた今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンを示しました。そうした中、児童虐待相談件数の急増や、妊娠・出産に関する安全性、食に対する信頼性が問われる事件が起こるなど、近年、顕在化した社会問題もあります。

本市は、平成7年1月に阪神淡路大震災を経験し、その後の復興とともに文教住宅都市として、転入超過による人口増加が現在も続いているものの、就学前児童は本市においても減少傾向を示しつつあります。世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、また、保育所などの待機児童や子どもの安全確保など、子どもや子育て家庭を取り巻く諸問題への対応を図っていくことが引き続き必要となっています。

このように、少子化社会や次世代育成支援にかかる一連の流れ、及び、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を今後もより一層図るため、後期の行動計画を策定するものです。

合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として、国の定めた「行動計画策定指針」に即して策定するとともに、平成17年3月策定の「西宮市次世代育成支援行動計画（以下、「前期計画」という。）」の後期計画として、本市が今後進めていく集中的・計画的な少子化対策及び次世代育成支援対策の方向性や目標を、包括的に定めたものです。

また、この計画は、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、「第4次西宮市総合計画（平成21年3月）」など既存計画との整合性を図ったものとします。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年を前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行った上で平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を定めることとされています。

そのため、この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

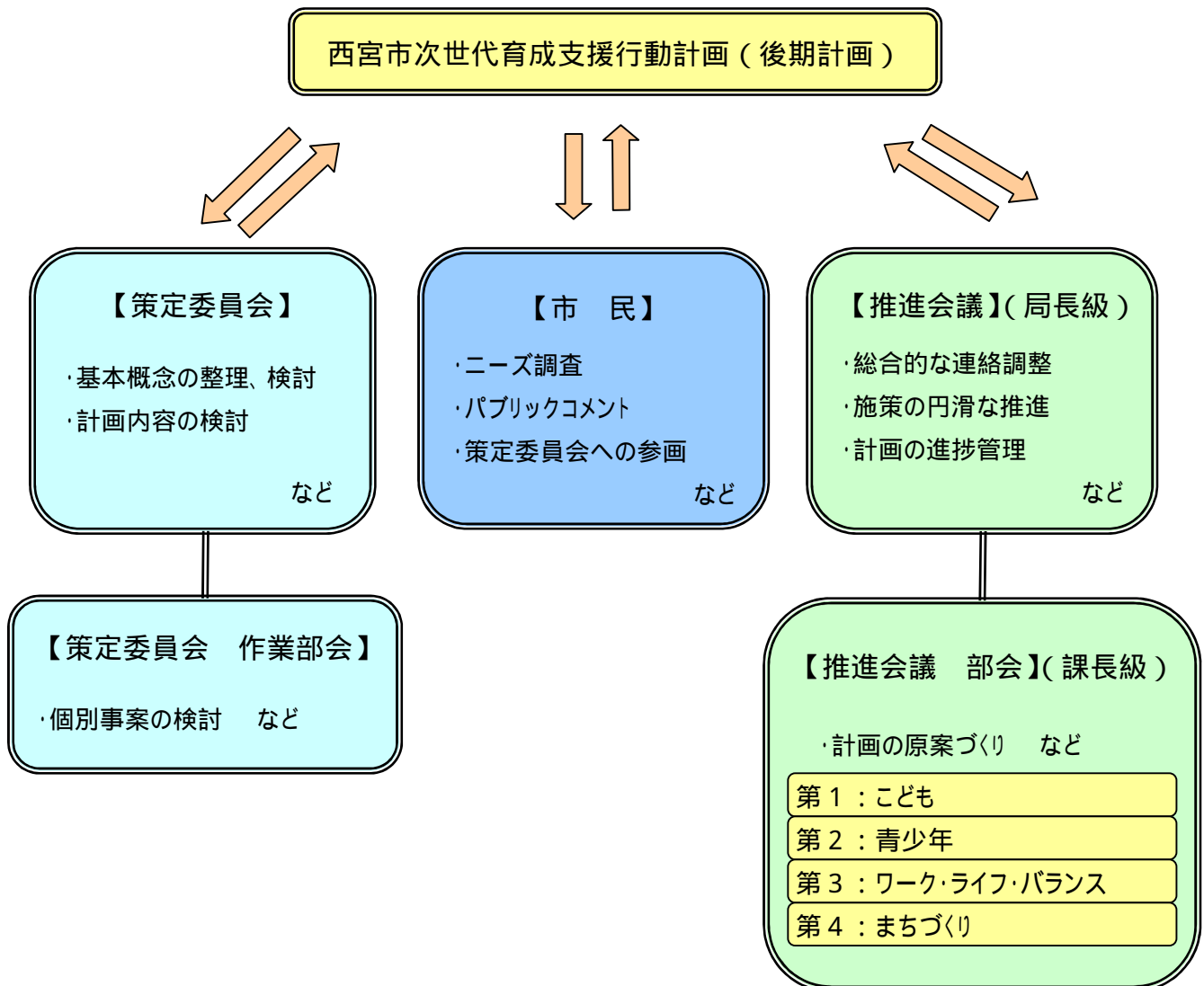
平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
● 次世代育成支援対策推進法 ●										
← 前期期間（前期計画） →					← 後期期間（後期計画） →					
⇔ 前期計 画策定					⇔ 後期計 画策定					

4 . 計画の策定体制

後期計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体等の代表者、公募市民などからなる「西宮市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)」を設置するとともに、その策定委員会の下部組織として、「策定委員会 作業部会」を設置して、具体的・個別的事案の審議や計画内容の検討を行いました。

また、計画策定の連絡調整や施策の円滑な推進のため全庁的な組織として「西宮市次世代育成推進会議(以下、「推進会議」という。)」その下部組織として、計画の原案づくりなどを行う「推進会議 部会」を設置しました。

さらに、市民の意見を計画に反映するため、「西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のためのニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)」を平成20年12月～平成21年2月に実施し、子育ての実態やニーズの把握に努め、策定委員会においては委員の公募による市民参画を図りました。また、計画素案ができた段階においてはパブリックコメントを実施しました。



第2編 子育てを取り巻く西宮市の現状

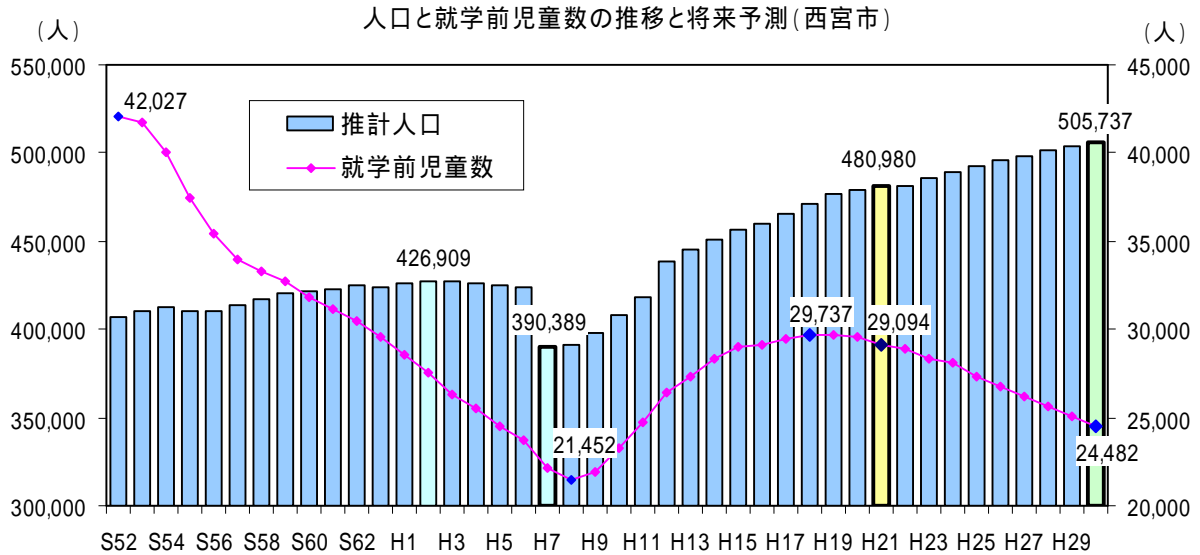
1. 人口の動向	5
(1) 人口の推移と将来予測	5
(2) 出生の動向	7
(3) 婚姻の動向	8
2. 世帯(家族)や就労の状況	8
(1) 世帯の動向	8
(2) 就労状況等	9
3. 保育等の状況	11
(1) 保育需要と幼稚園入園率の推移	11
(2) 年齢別就学前児童の居場所	12
(3) 認可外保育施設の利用状況	12
(4) 保育所の待機児童と留守家庭 児童育成センターの利用状況等	13
4. その他の状況	14
5. ニーズ調査からみる子育ての状況	15
(1) 家族の状況	15
(2) 子育てに関する悩み	16
(3) 地域の子育て環境	17
(4) 子育てと仕事の両立	18
(5) 小学生の過ごし方と安全	19
(6) 子どもへのしつけ	20
(7) 子育て全般	21
(8) 高校生の結婚や子育てに対する意識	23
6. 前期計画を振り返って	25
7. 後期計画に向けて	28

第2編 子育てを取り巻く西宮市の現状

1. 人口の動向

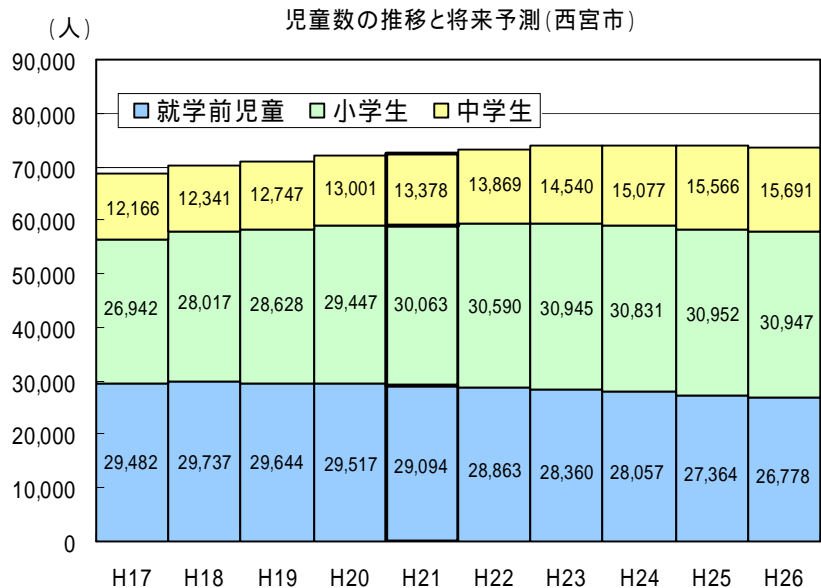
(1) 人口の推移と将来予測

本市の人口の推移と将来予測をみると、「推計人口」は平成8年以降増加しており、平成21年では480,980人となっています。一方、「就学前児童数(0～5歳児)」は平成19年以降再び減少しており、平成21年では29,094人となっています。平成19年に行った将来人口推計によると、本市の人口は平成30年まで増加する一方、就学前児童は24,482人まで減少すると予測されています。



資料：総人口「西宮の統計」(平成21年まで)、「西宮市将来人口推計(平成19年6月)」(平成22年以降)
 就学前児童「教育委員会資料」(平成21年まで)、「西宮市将来人口推計(平成19年6月)」(平成22年以降)

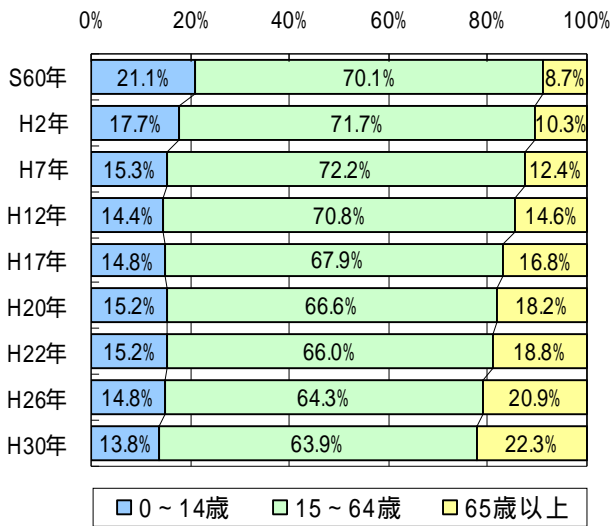
本市の児童数の推移と将来予測をみると、「小学生」及び「中学生」は今後も増加が予測されていますが、「就学前児童」は平成18年をピークに今後も減少し続けると予測されています。



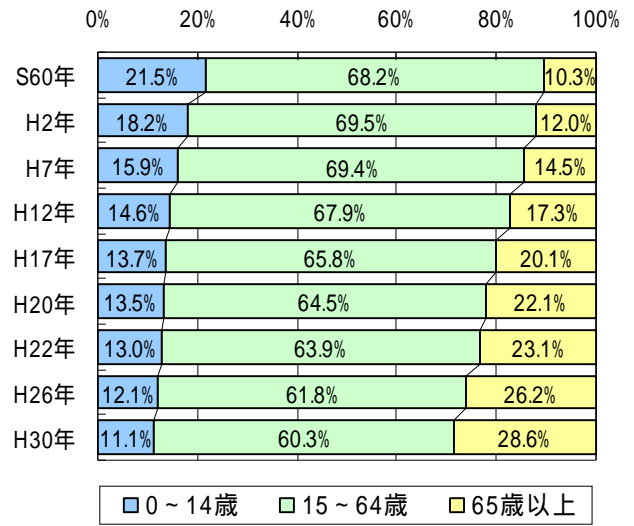
資料：「教育委員会資料」(平成21年まで)、「西宮市将来人口推計(平成19年6月)」(平成22年以降)

本市の年齢別の人口の推移をみると、「0～14歳」の人口割合の減少スピードは全国と比較すると遅く、平成7年から平成26年まではほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の高齢者は年々増加しており、全国と同様に少子高齢化が進んでいくことがうかがえます。

年齢別の人口の推移(西宮市)



年齢別の人口の推移(全国)

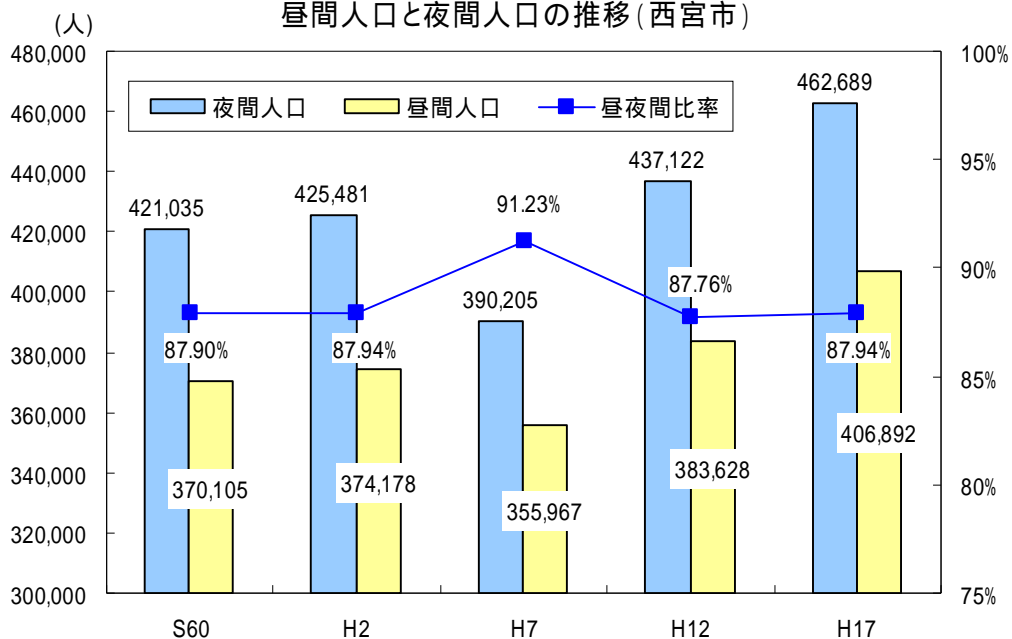


資料：国勢調査（平成17年まで）
 「住民基本台帳・外国人登録人口（9月末）」（平成20年）
 「西宮市将来人口推計（平成19年6月）」（平成22年以降）

資料：国勢調査（平成17年まで）
 「総務省統計局 推計人口（10月1日）」（平成20年）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（平成22年以降）

本市人口の昼夜間比率の推移をみると、震災の影響で平成7年には一旦増加したものの、昭和60年以降、ほぼ横ばいの状態にあり、平成17年には87.94%となっています。

昼間人口と夜間人口の推移(西宮市)

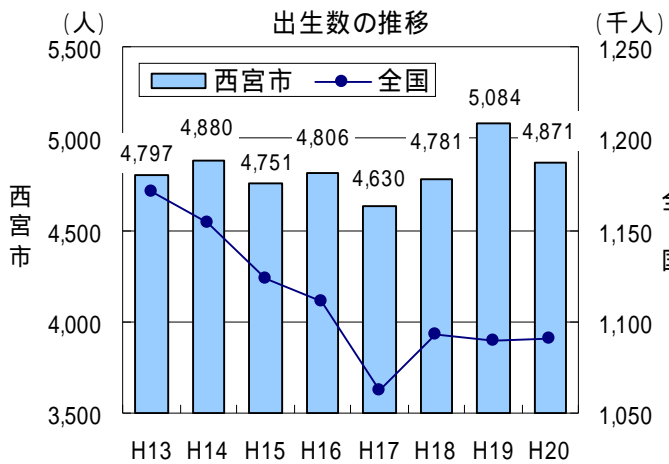


昼夜間比率：夜間人口を1とした時の昼間人口の割合

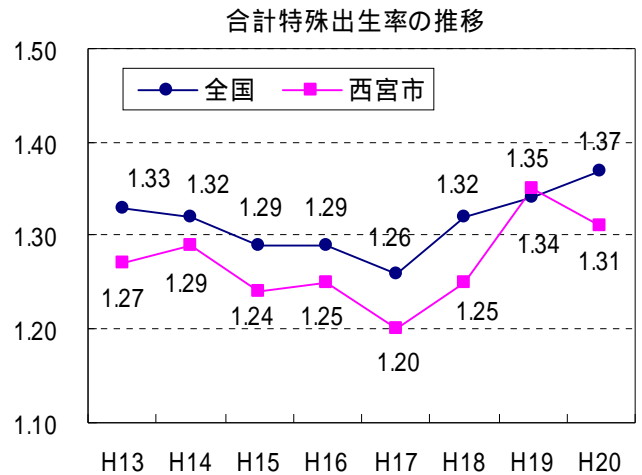
資料：国勢調査

(2) 出生の動向

本市の出生数の推移をみると、増減はあるもののほぼ横ばいの状態が続いており、平成20年には4,871人となっています。また、本市の合計特殊出生率の推移をみると、全国より低い数値で推移し、減少傾向にありましたが、平成18年、19年は増加に転じ、平成20年には1.31となっています。

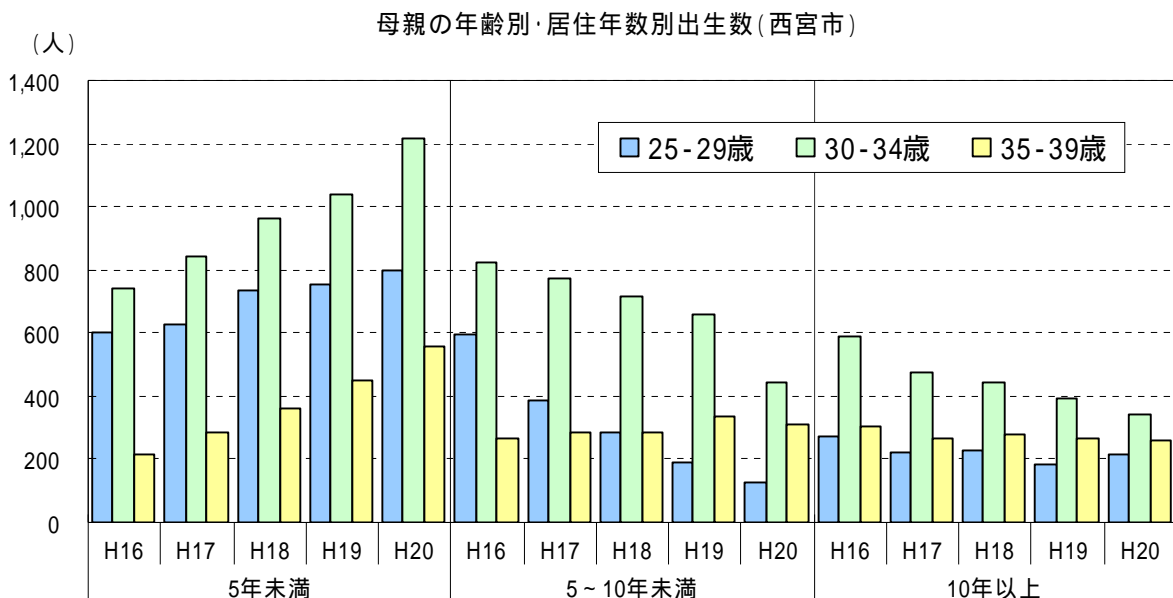


資料：西宮市「西宮の統計」
全国「人口動態統計(厚生労働省)」



資料：西宮市保健所

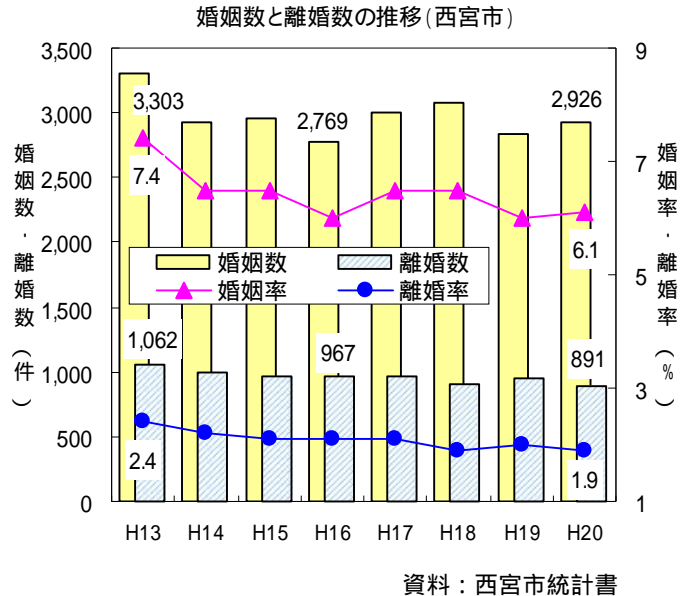
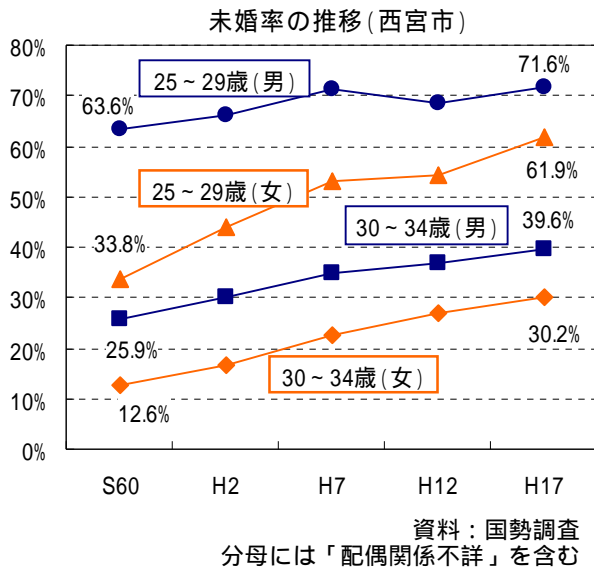
本市の母親の年齢別・居住年数別出生数をみると、居住年数が「5年未満」ではすべての年齢層で平成16年以降増加していますが、「5～10年未満」「10年以上」では年度を追うごとに減少する傾向となっています。年齢別で比較すると、すべての居住年数で「30～34歳」の出生数が最も高くなっています。このことから、いわゆる子育て世帯が転入し、その後、間もなく妊娠・出産を行っていることがうかがえます。



資料：西宮市健康福祉局こども部

(3) 婚姻の動向

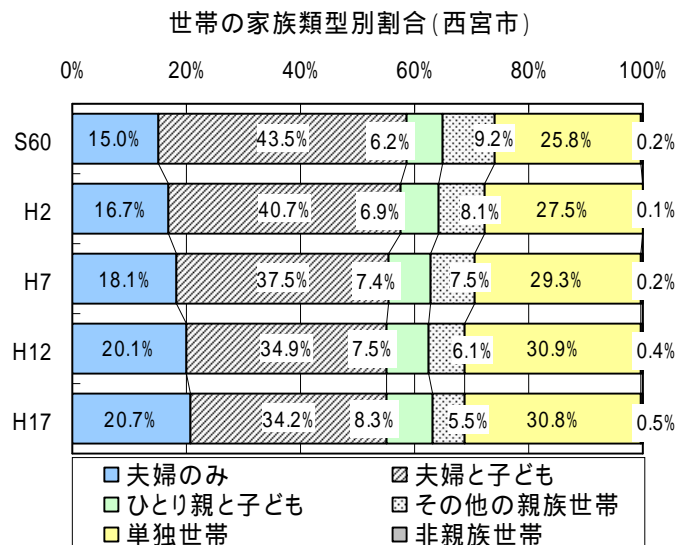
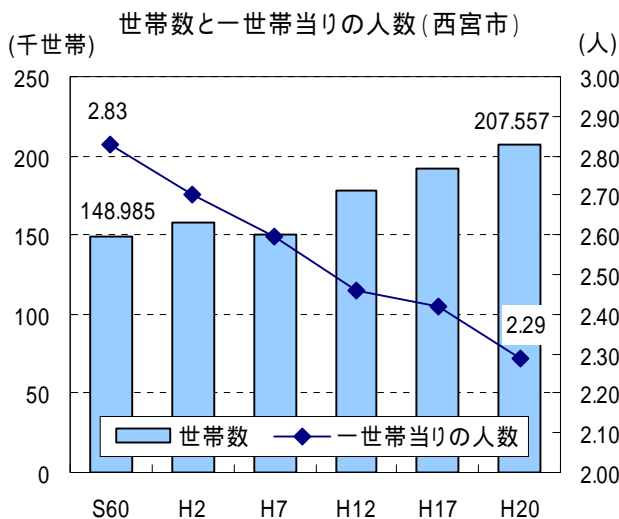
本市の未婚率の推移をみると、男女ともに年々上昇しています。特に「25～29歳の女性」ではこの20年間で28.1ポイントも上昇しており、未婚化や晩婚化が急速に進んでいることがうかがえます。次に、本市の婚姻数と離婚数の推移をみると、婚姻数は年による増減があるものの、ともに減少傾向を示しています。



2. 世帯(家族)や就労の状況

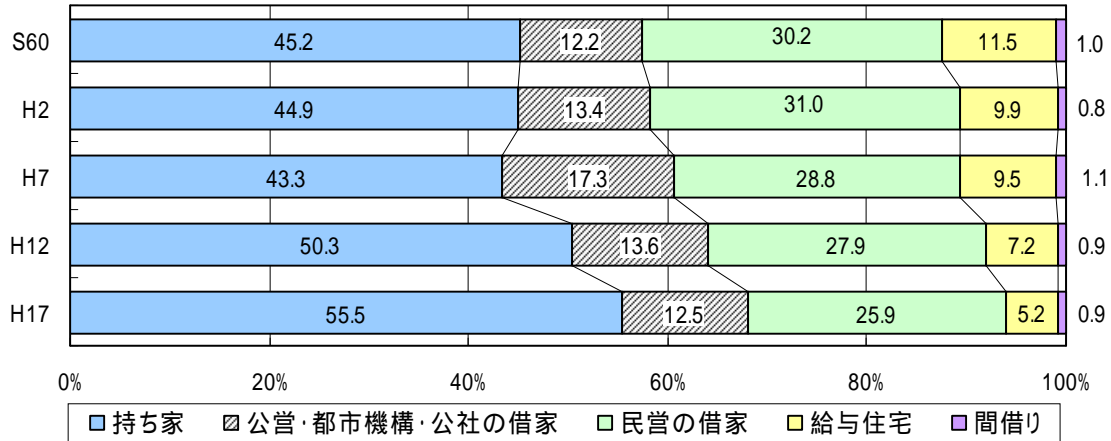
(1) 世帯の動向

本市の世帯数と一世帯当りの人数をみると、「世帯数」は平成7年を底に増加しています。一方、「一世帯当りの人数」は減少し続けています。また、本市の世帯の家族類型別割合をみると、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単独世帯」で増加傾向となっています。このことから、いわゆる、世帯の小規模化や核家族化が進んでいることがうかがえます。



本市の住宅所有の関係別推移をみると、平成7年を底に「持ち家」率が大きく上昇しています。一方、「給与住宅（いわゆる社宅）」、「民間の借家」に住む世帯比率は低下しています。

住宅の所有の関係別の推移（西宮市）

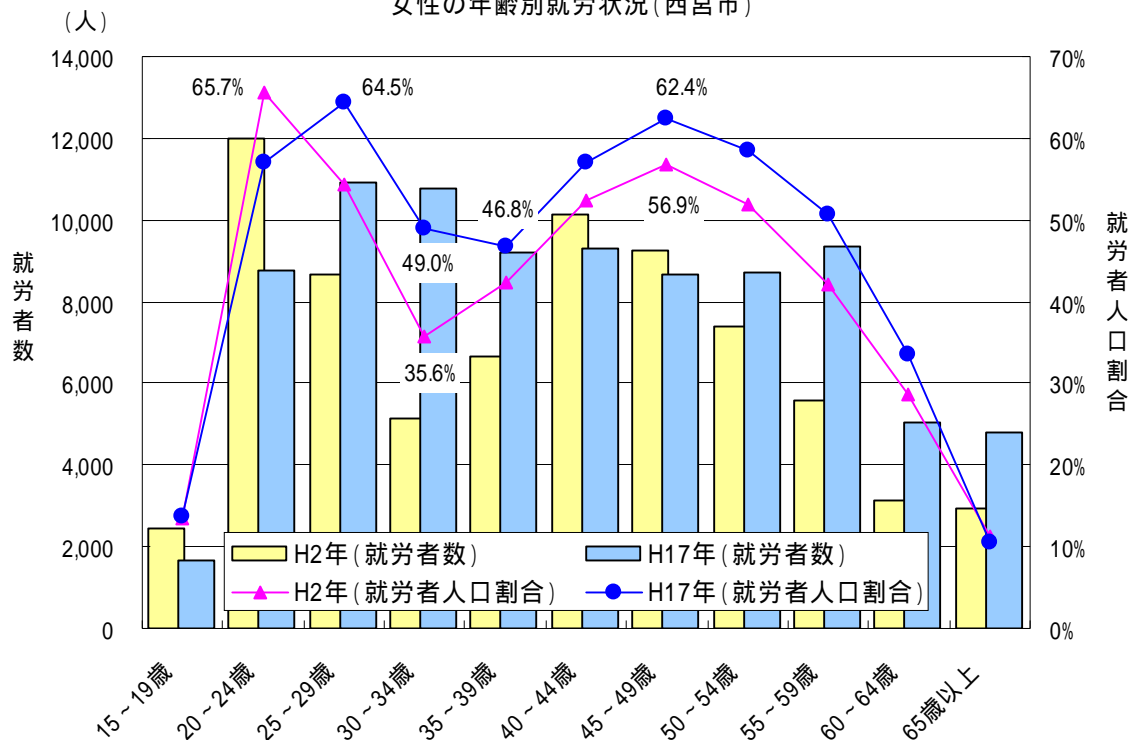


資料：国勢調査

（2）就労状況等

本市の女性の年齢別就労状況をみると、「20～24歳」を除く区分で就労者の人口割合は、平成17年が平成2年を上回っており、この15年間で就労者数自体は増加しているものの、30代で一旦低くなるいわゆるM字カーブを描いています。このことから、本市においても、結婚や出産、育児のために仕事を退職する女性が多いことがうかがえます。

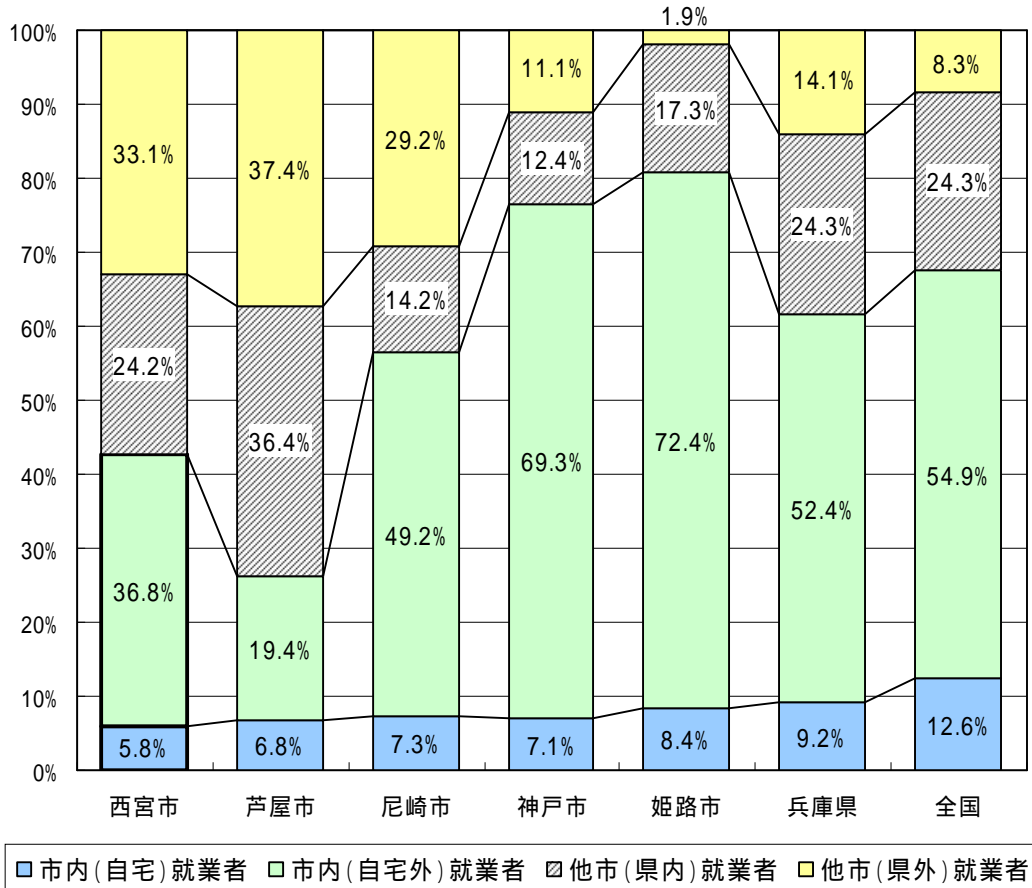
女性の年齢別就労状況（西宮市）



資料：国勢調査

就業者の従業地比較をみると、本市では約4割が市内で働き、6割弱が市外で働いているという結果が出ています。また、近隣市等で比較してみると、市によって大きな違いがあり、市内就業者の割合が8割を超えている市がある一方、3割に満たない市もあり、その市の特性が反映された結果といえそうです。

就業者の従業地比較 (H17年国勢調査)

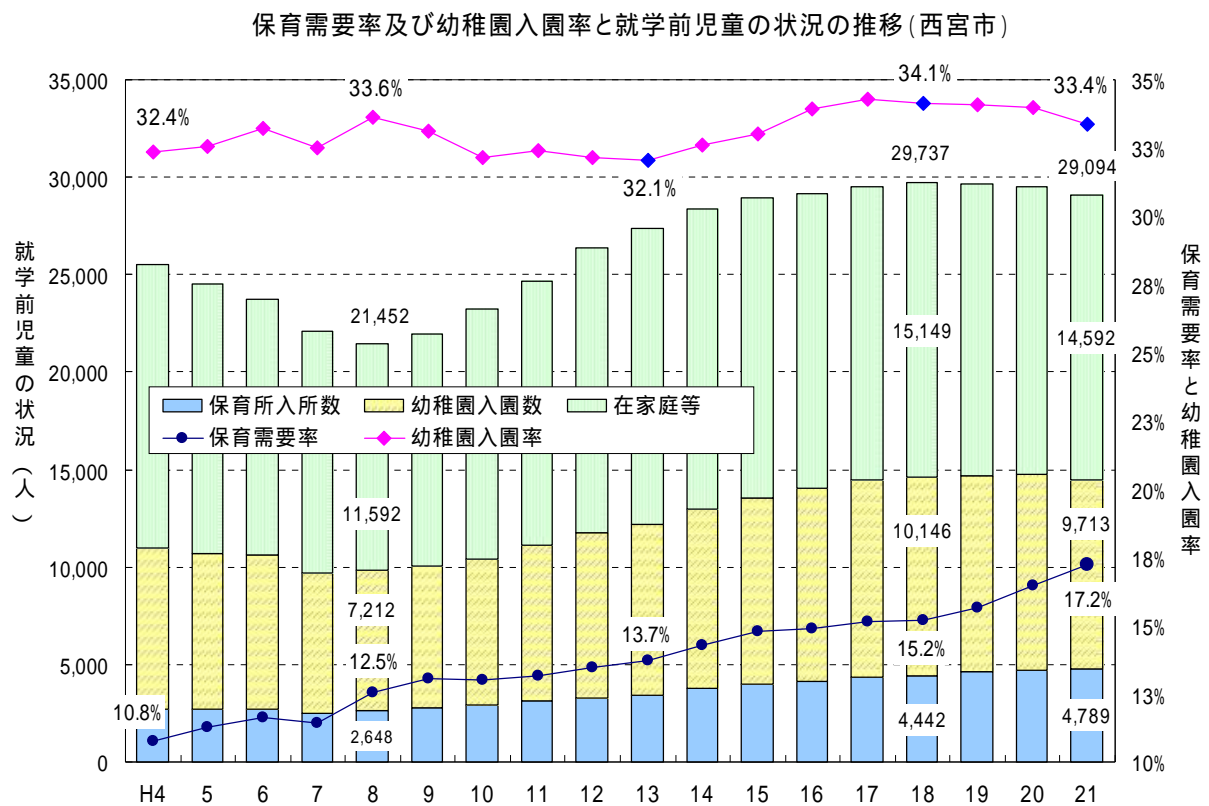


資料：国勢調査

3. 保育等の状況

(1) 保育需要と幼稚園入園率の推移

本市の就学前児童の状況をみると、在家庭等（認可保育所や幼稚園に通う児童以外を示し、認可外保育施設等の利用者を含む）が約半数となっています。また、「保育所入所数」及び「保育需要率¹」はともに増加し続けていますが、「幼稚園入園率²」は、多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。



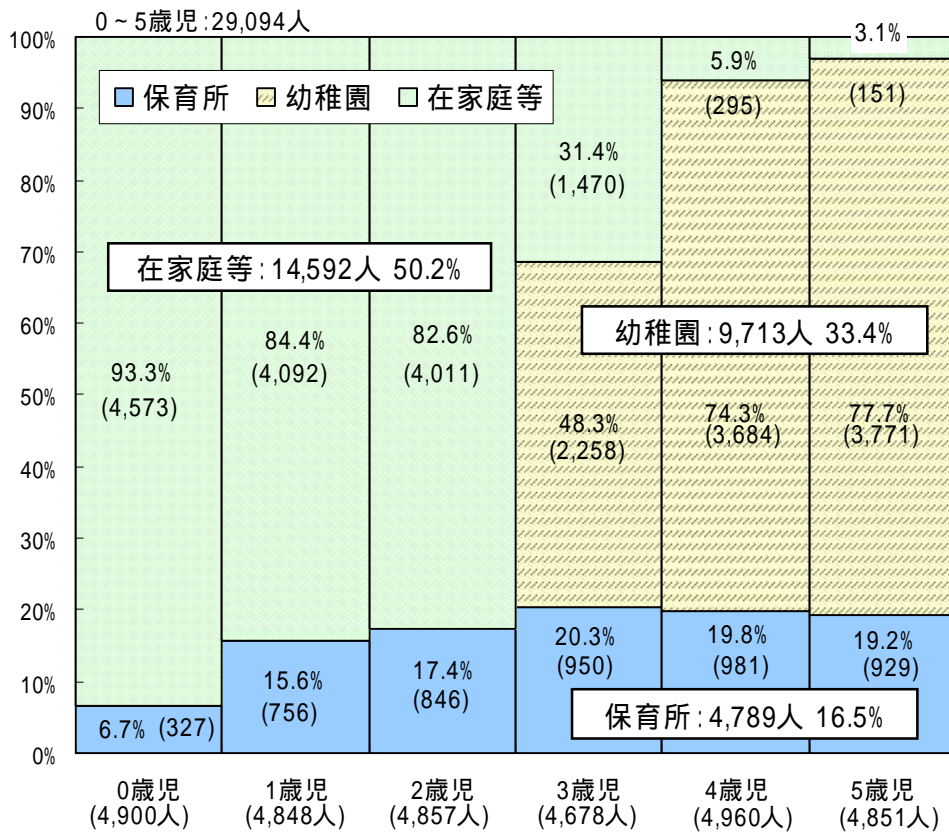
資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1 現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1 現在)

- 1 保育需要率：「保育需要数（保育所入所数＋待機児童数）」÷「就学前児童数」×100
- 2 幼稚園入園率：「幼稚園入園数」÷「就学前児童数」×100

(2) 年齢別就学前児童の居場所

年齢別にみると、0～2歳児では8割が「在家庭等」にいる一方、3～5歳児になると、7割弱が「幼稚園」の利用者となり、0～2歳児と3～5歳児で大きな差があることがよく分かります。ただし、ここでの「在家庭等」には、認可外保育施設等の利用者を含んでいます。

年齢別就学前児童の居場所(西宮市)(平成21年度)



資料：西宮市健康福祉局こども部「保育所入所数」(4/1 現在)
西宮市教育委員会「幼稚園入園数」「就学前児童数」(5/1 現在)

(3) 認可外保育施設の利用状況

入所児童数は年度や時期によって違いがありますが、ここ数年は、おおよそ、900人前後で推移しています。この認可外保育施設の利用者には、一部、待機児童も含まれています。

認可外保育施設利用者数 (人)

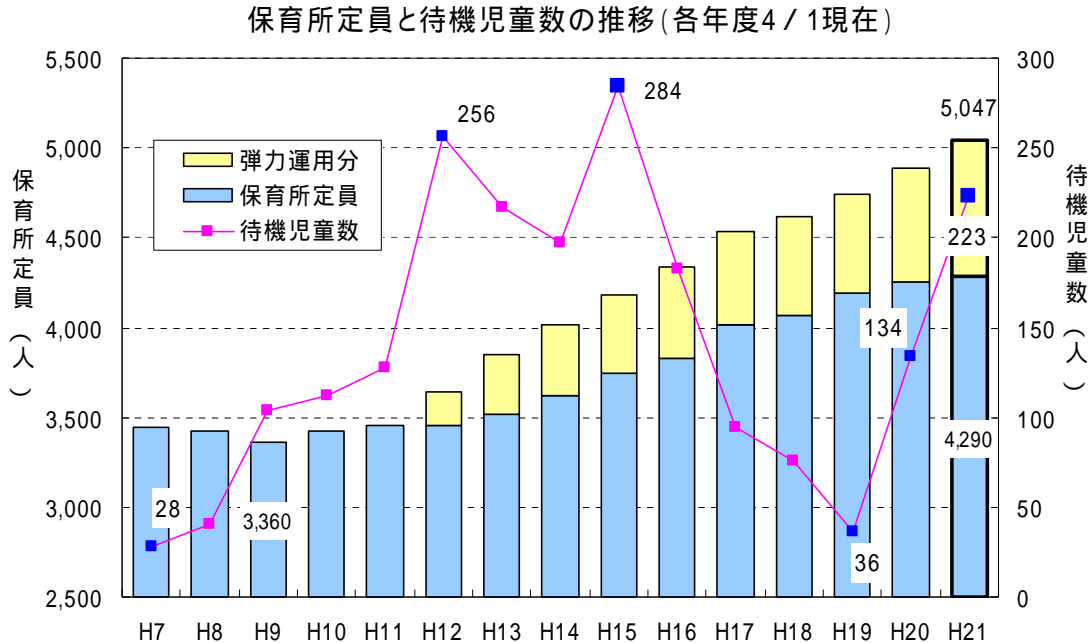
年度	0～2歳児	3～5歳児	合計
20	348	495	843
21	496	463	959

本市が中核市になった平成20年度以降の数値

資料：西宮市健康福祉局こども部「認可外保育施設入所数」(4/1 現在)

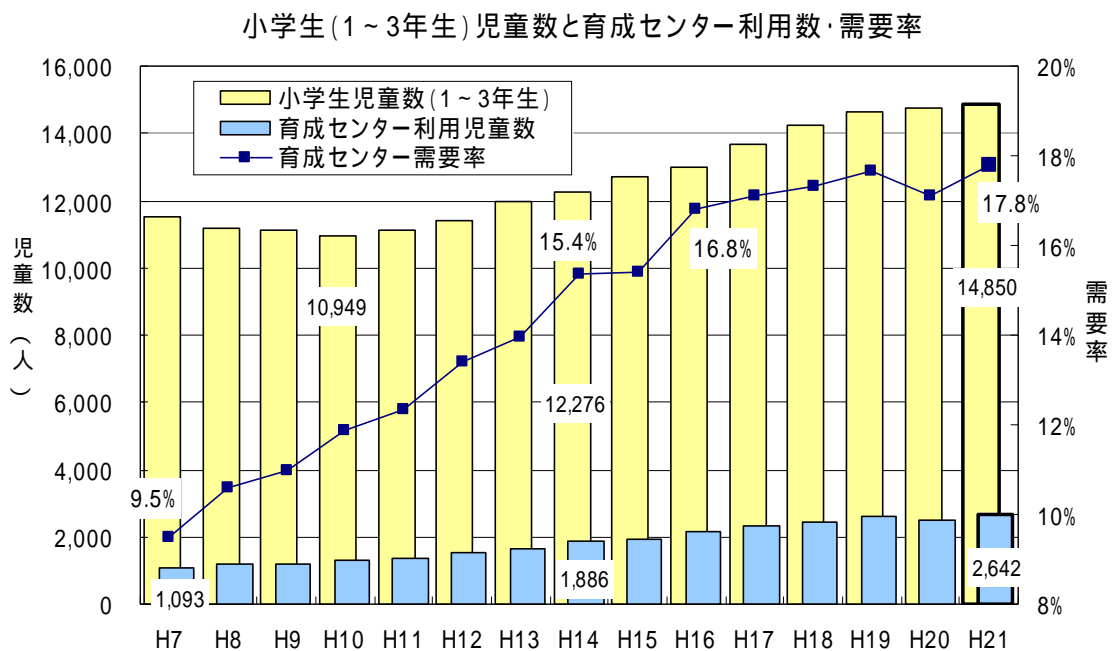
(4) 保育所の待機児童と留守家庭児童育成センターの利用状況等

本市の保育所定員と保育所の待機児童数の推移をみると、「保育所定員」及び「弾力運用分」の受け入れ枠は、平成10年以降、毎年増加しているものの、「待機児童数」は平成20年以降、再び急激に増加しており、平成21年4月1日現在では223人となっています。



資料：西宮市健康福祉局こども部

市立小学校1～3年生の児童数と留守家庭児童育成センター利用数・需要率をみると、「小学生児童数(1～3年生)」「育成センター利用児童数」「育成センター需要率」とともに増加していますが、需要率はここ数年伸びが鈍化しており、平成21年には17.8%となっています。



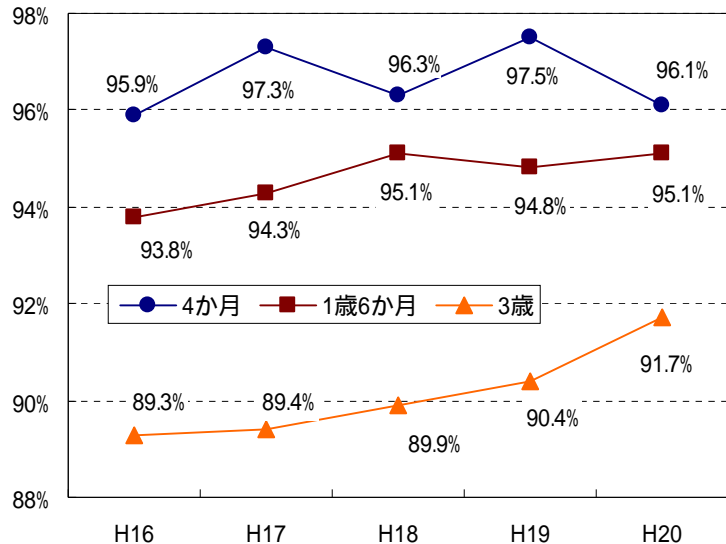
資料：西宮市健康福祉局こども部

育成センター需要率：「育成センター需要数(利用児童数+待機児童数)」÷「小学生児童数(1～3年生)」×100

4. その他の状況

本市の乳幼児健診受診率の推移をみると、「4か月」では多少の増減はあるもののほぼ横ばい、「1歳6か月」「3歳」では緩やかな増加傾向となっています。

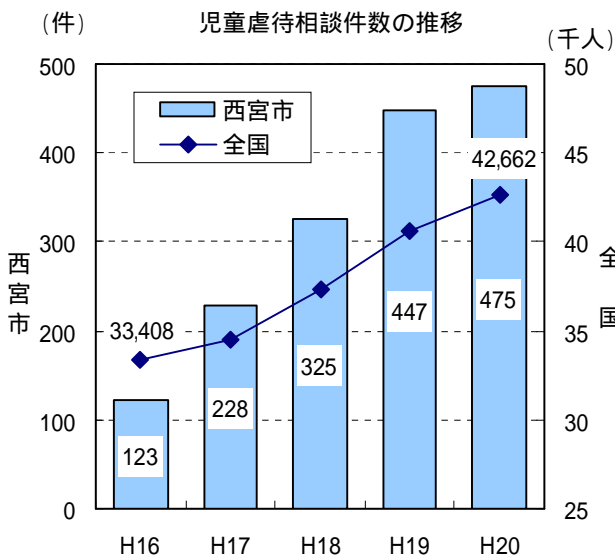
乳幼児健診受診率の推移(西宮市)



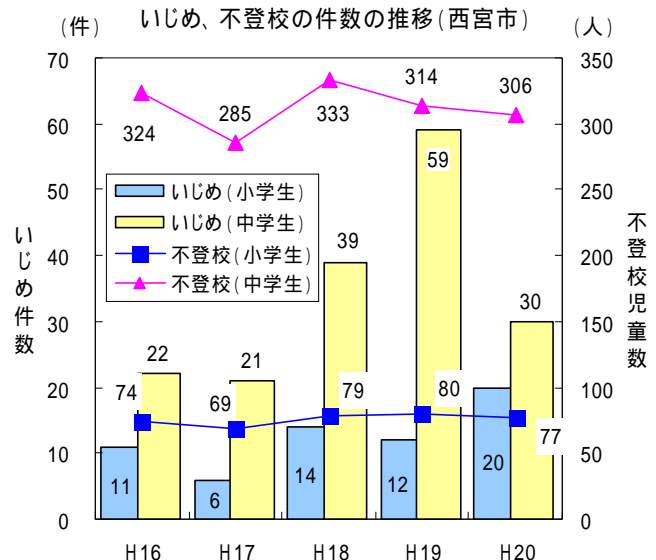
資料：西宮市保健所

本市の児童虐待相談件数の推移をみると、市に児童相談の窓口が設置された平成17年以降、年々増加し続け、平成20年には475件となっています。

いじめ、不登校の件数の推移をみると、いじめでは「小学生」で多少の増減があるものの増加傾向にあり、「中学生」では増加傾向にありましたが、平成20年では減少しています。不登校では「小学生」「中学生」とともに増減があるもののほぼ横ばいとなっています。また、「小学生」と「中学生」で比較をすると、いじめ、不登校ともに「中学生」の方が、件数が多くなっています。



資料：西宮市健康福祉局こども部



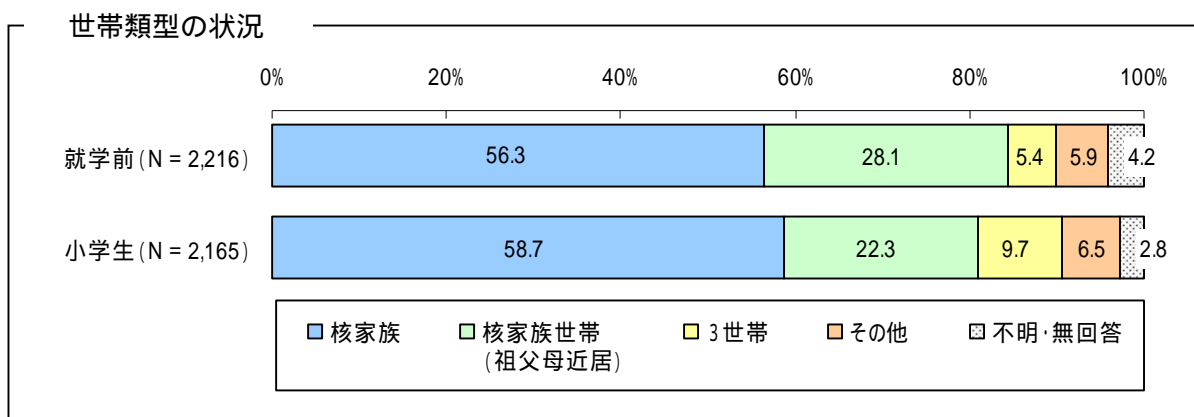
資料：西宮市教育委員会

5. ニーズ調査からみる子育ての状況

調査の名称	西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定のためのニーズ調査
調査の目的	本調査は、西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定するにあたり、本市における子育て支援に関するご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。
調査設計	<p>調査対象者：就学前児童 / 平成 20 年 4 月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出</p> <p>小学生 / 平成 20 年 4 月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出</p> <p>高校生 / 平成 20 年 12 月現在、市立西宮高等学校、市立西宮東高等学校に在学している高校生 1、2 年生</p> <p>調査期間：平成 21 年 1 月 23 日～平成 21 年 2 月 5 日(就学前児童、小学生) 平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 1 月 9 日(高校生)</p> <p>調査方法：調査票による本人記入方式 郵送による配布・回収調査（高校生はホームルーム等で実施）</p>

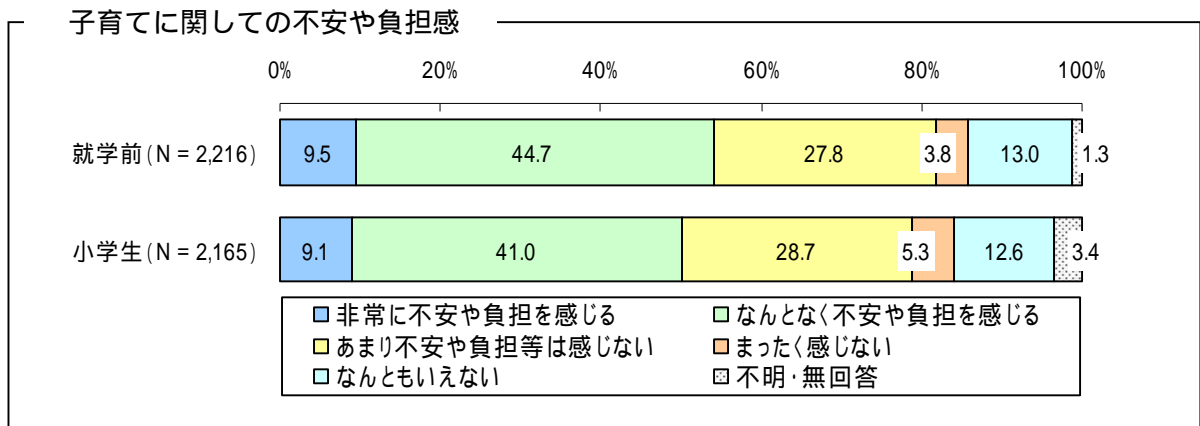
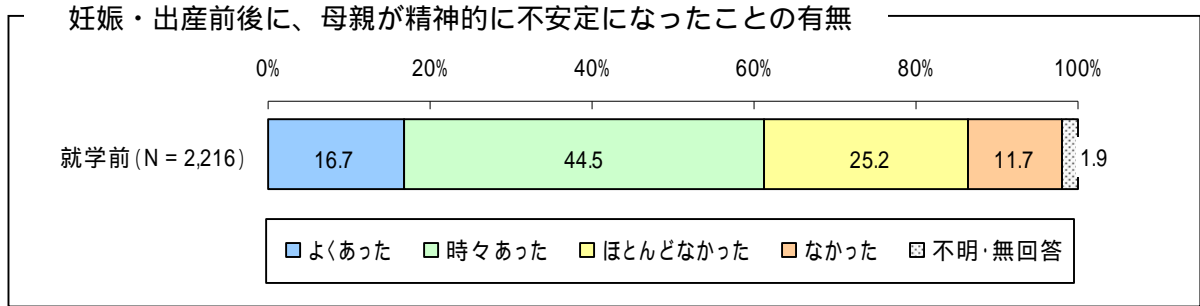
(1) 家族の状況

世帯類型の状況をみると、「就学前」「小学生」ともに「核家族（祖父母近居を含む）」が8割以上となっています。

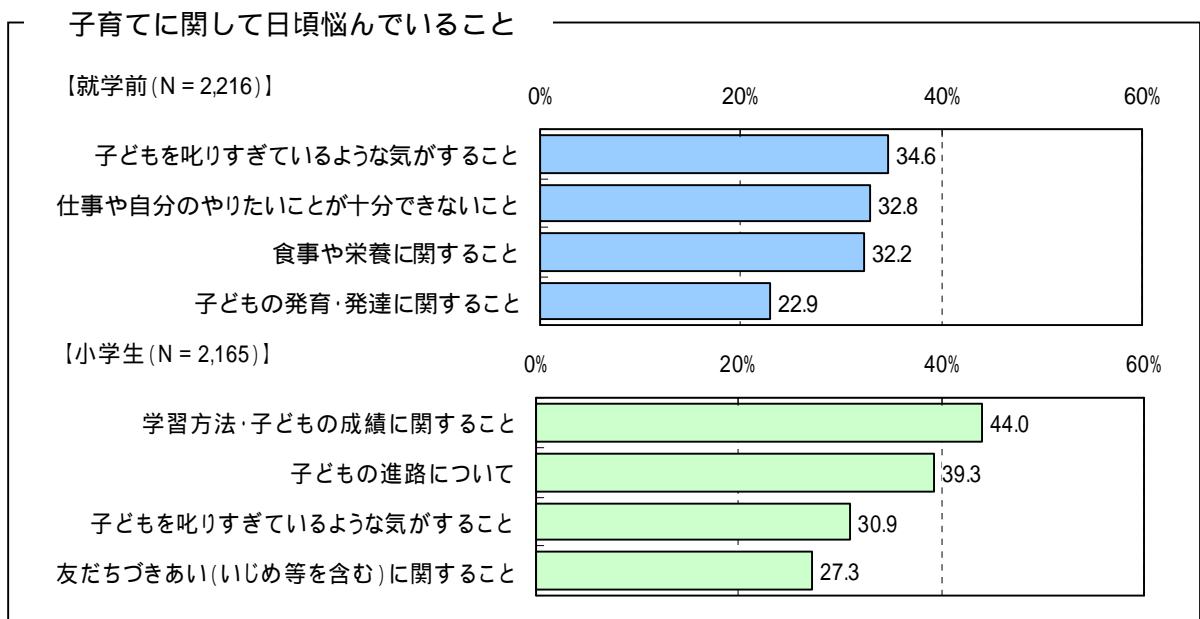


(2) 子育てに関する悩み

妊娠・出産前後に精神的に不安定になったことのある母親は6割(「よくあった」「時々あった」の合計) また、子育てに関しての不安や負担を感じるという保護者は「就学前」「小学生」とともに5割(「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」の合計)を占めています。



子育てに関して日頃悩んでいることでは、「就学前」「小学生」とともに「子どもを叱りすぎているような気がする」とのほかに、「就学前」では「自分のやりたいことができない」や「子どもの食事や発育」など、「小学生」では「子どもの成績や進路」や「友だちづきあいやいじめ」などで、その違いがみられます。

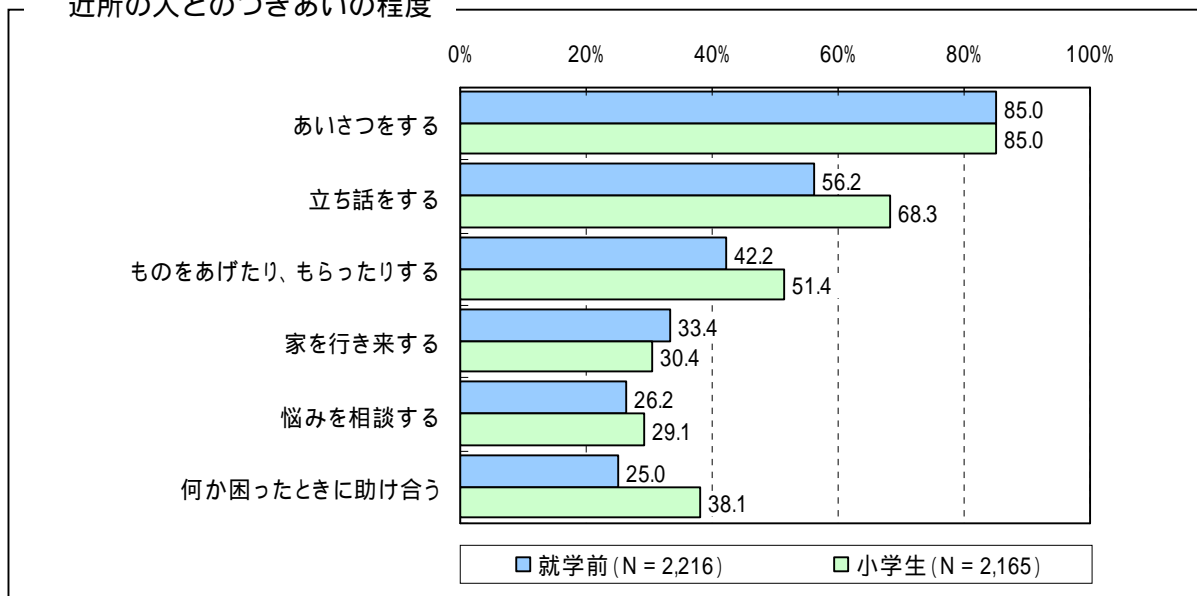


(3) 地域の子育て環境

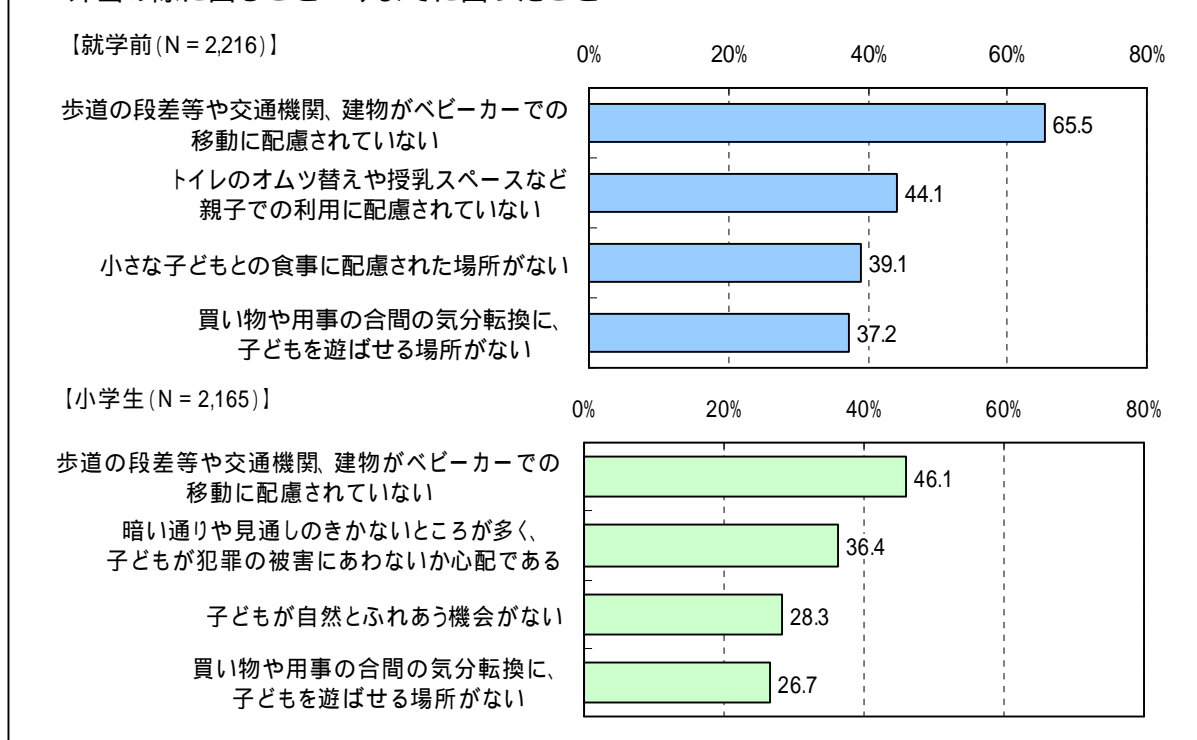
近所の人とのつきあいの程度をみると、「悩みを相談する」「何か困ったときに助け合う」の割合が「就学前」ではそれぞれ約25%となっており、近所づきあいを通して助けを求める保護者が「小学生」より少ないという結果が出ています。

また、外出の際に困ること・今までに困ったことでは、「生活環境のバリアフリーの促進」のほかに、「就学前」では「子どもと一緒に利用するために配慮された環境整備やスペースの確保」、
「小学生」では「子ども自身が安心・安全に行動できる環境整備の確保」を求めていることがうかがえます。

近所の人とのつきあいの程度

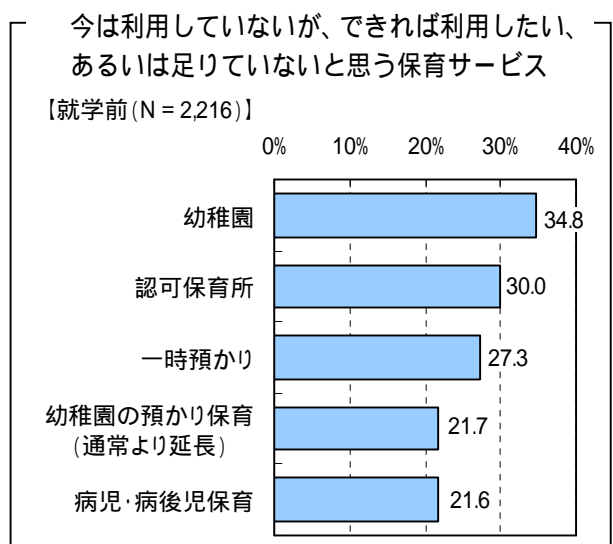
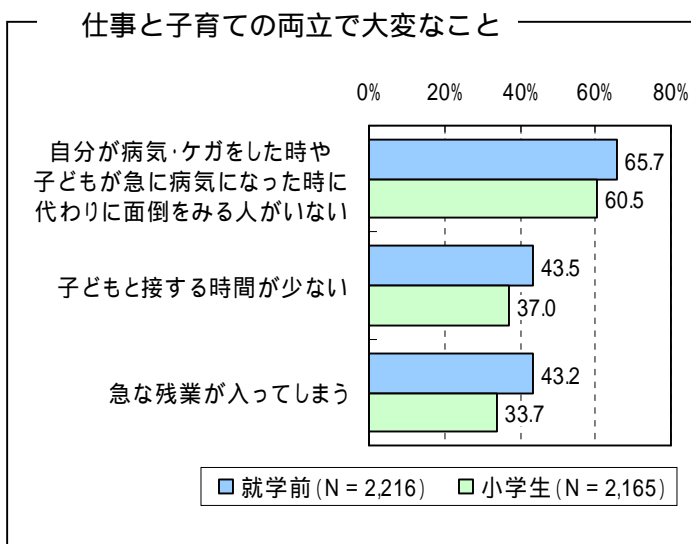
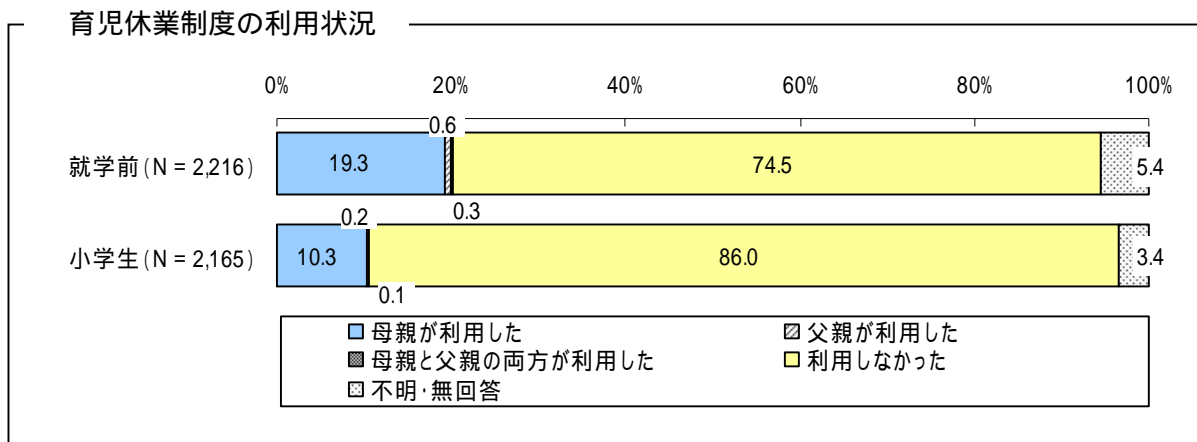
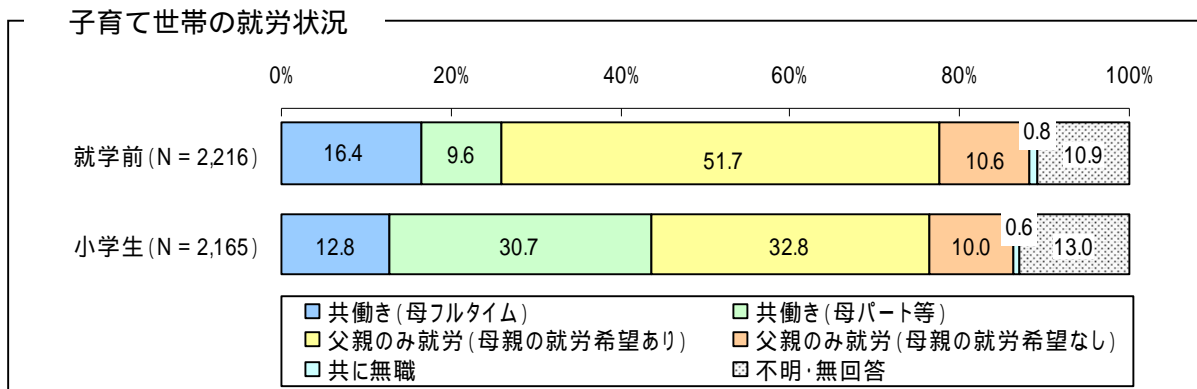


外出の際に困ること・今までに困ったこと



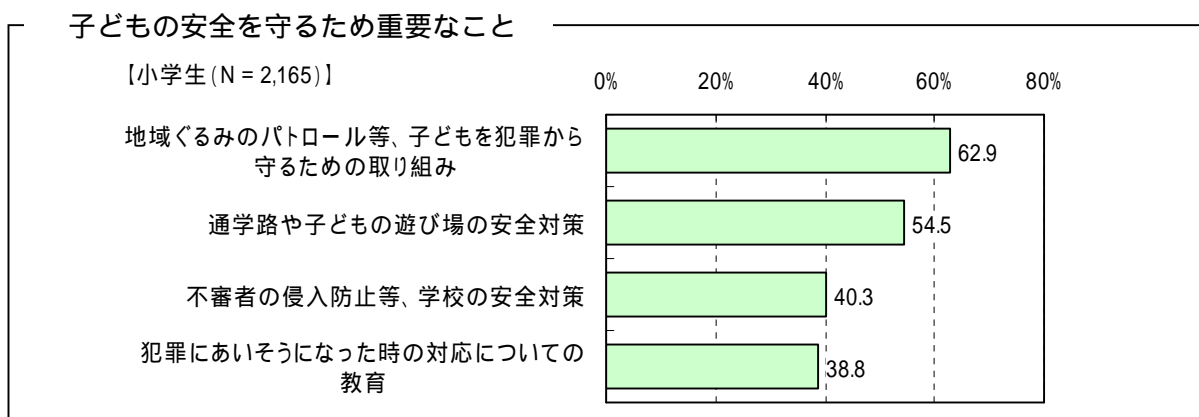
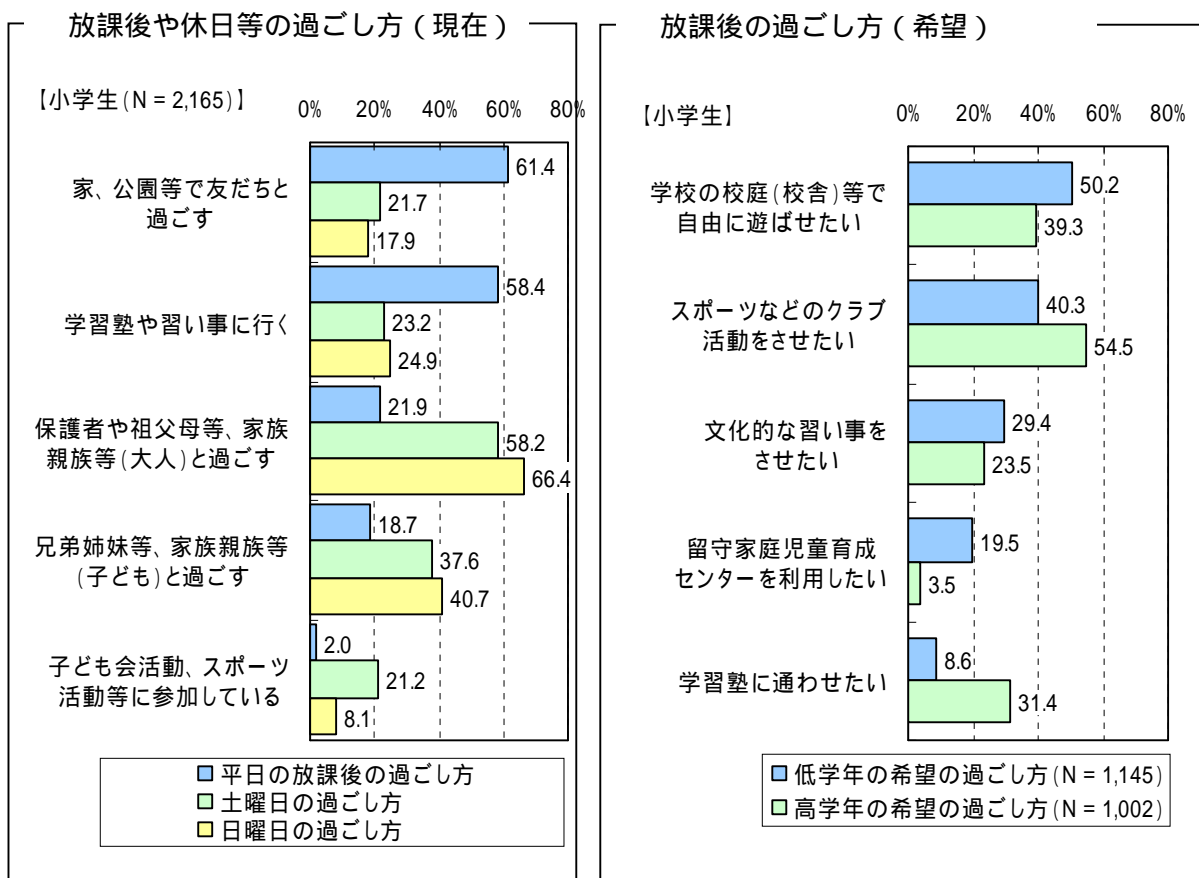
(4) 子育てと仕事の両立

子育て世帯の就労状況をみると、「共働き」と「父親のみ就労（母親の就労希望あり）」を合わせると「就学前」「小学生」とともに7割以上を占め、仕事と子育ての両立を希望する世帯が多いことがうかがえます。子育てと仕事の両立については、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」の割合が6割を占めています。また、利用したい保育サービスでは、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」を合わせると56.5%と高くなっており、認可保育所の通常保育以外にも多様なサービスが望まれています。



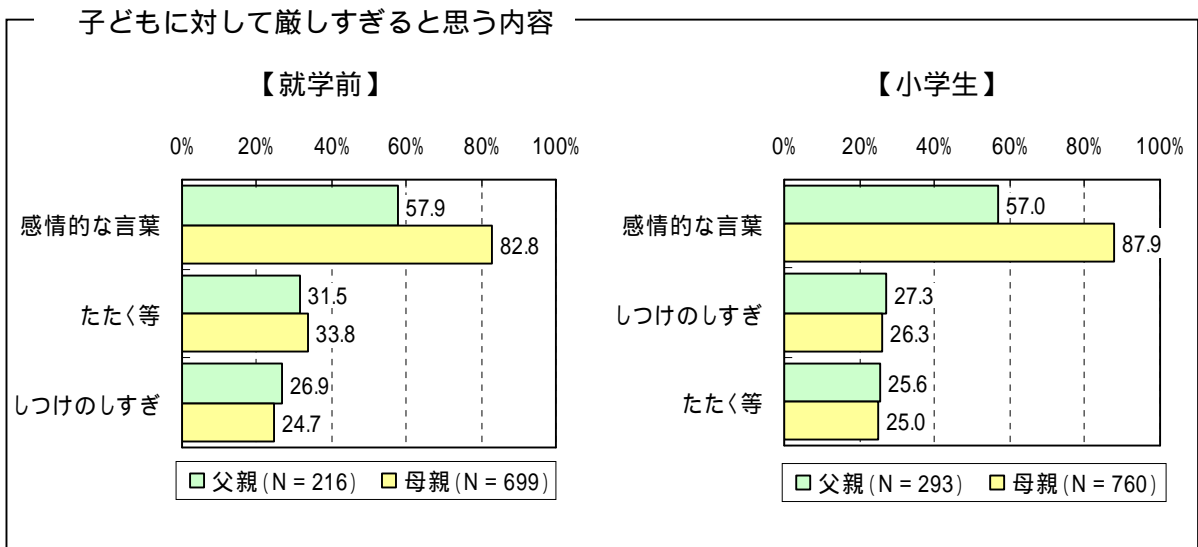
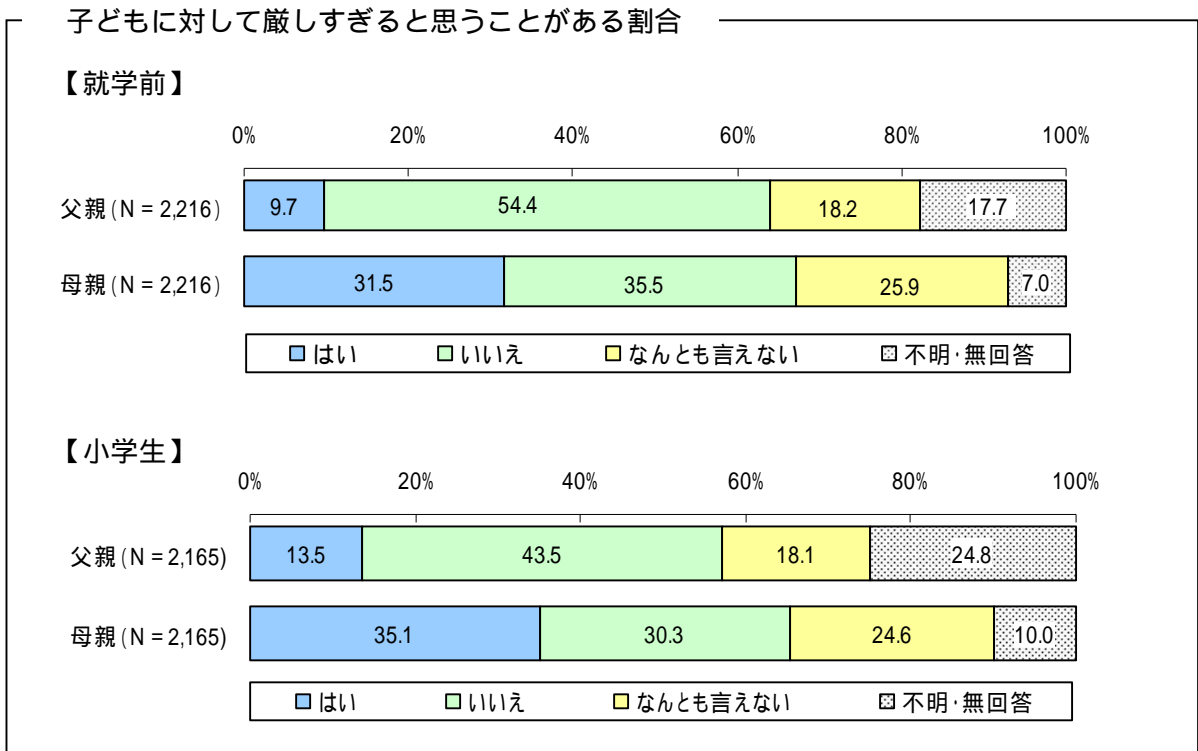
(5) 小学生の過ごし方と安全

小学生の放課後の過ごし方の希望として、低学年では「学校の校庭(校舎)等で自由に遊ばせたい」、高学年では「スポーツなどのクラブ活動をさせたい」が5割を超えており、子どもが安全に遊べる場所を求めていることがうかがえます。また、子どもの安全対策では、「不審者等による被害防止を目的とした地域による見守り」や「通学路や遊び場の安全対策の強化を進めていくことが重要である」という結果が出ています。



(6) 子どもへのしつけ

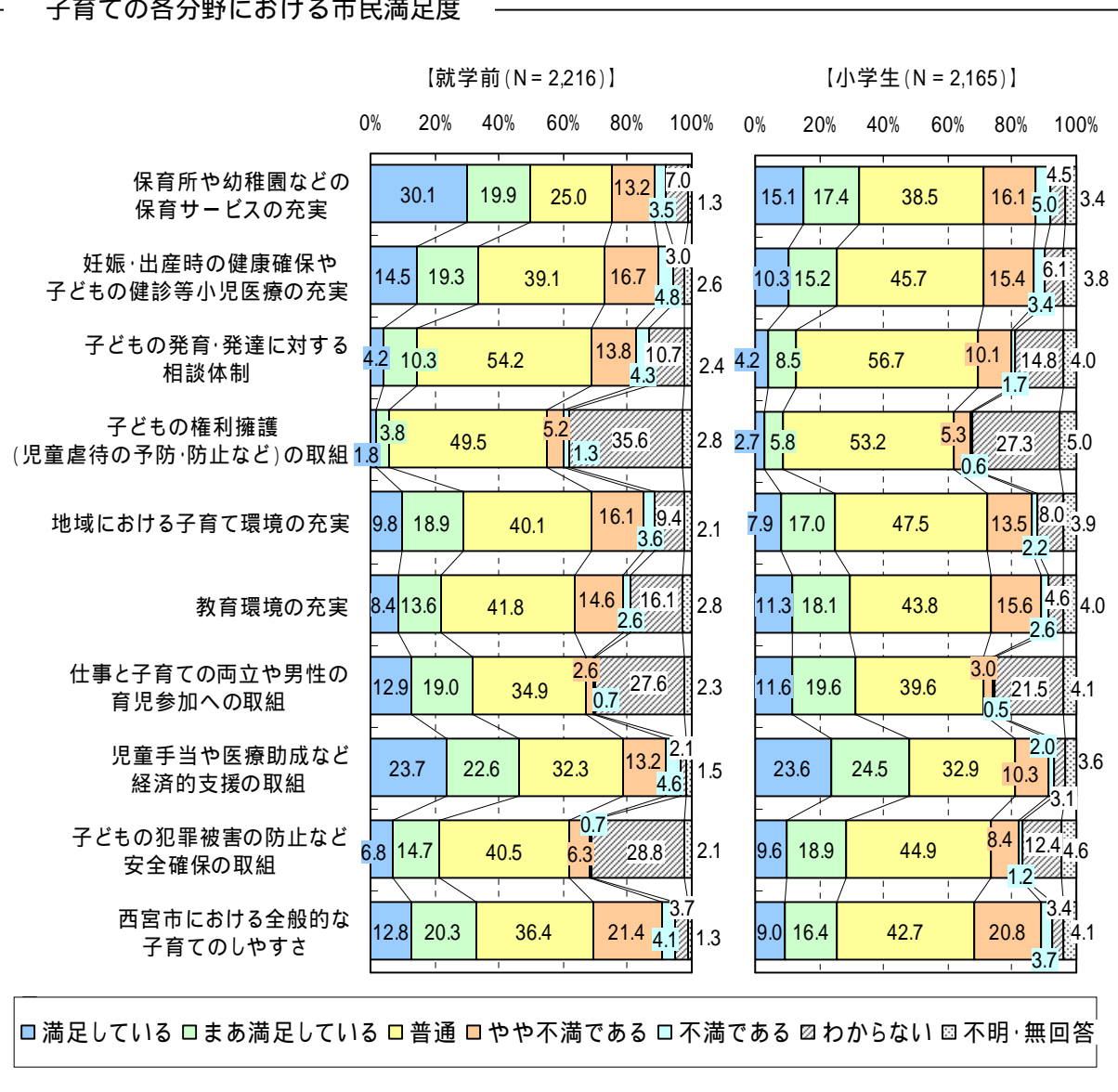
子どもへのしつけについて、子どもに対して厳しすぎると思うことがある割合は、「就学前」「小学生」ともに「父親」よりも「母親」の方が高く、また、子どもに対して厳しすぎる内容については、「感情的な言葉」が最も多くなっており、「就学前」「小学生」ともに「父親」よりも「母親」の方がその割合が高くなっています。



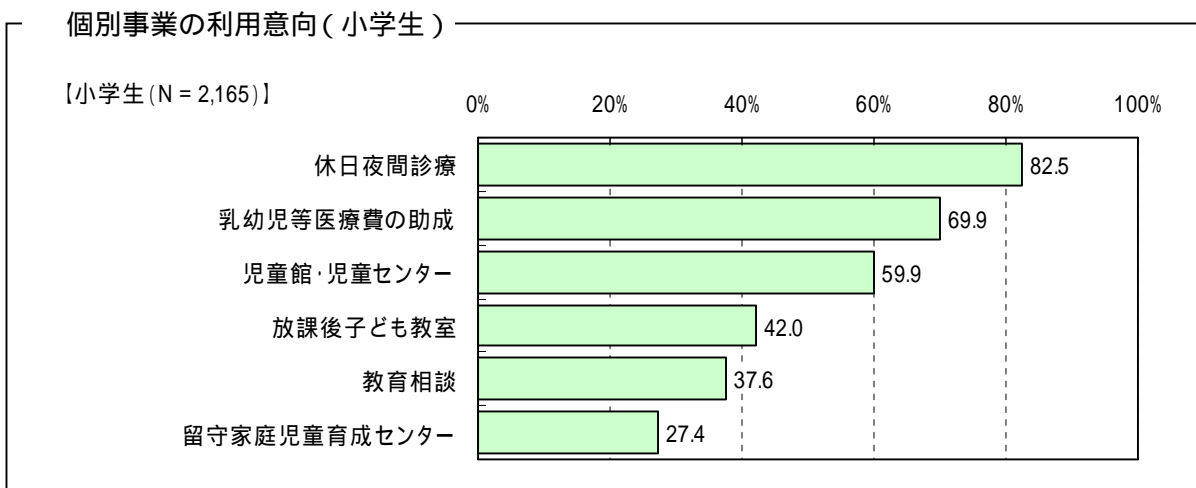
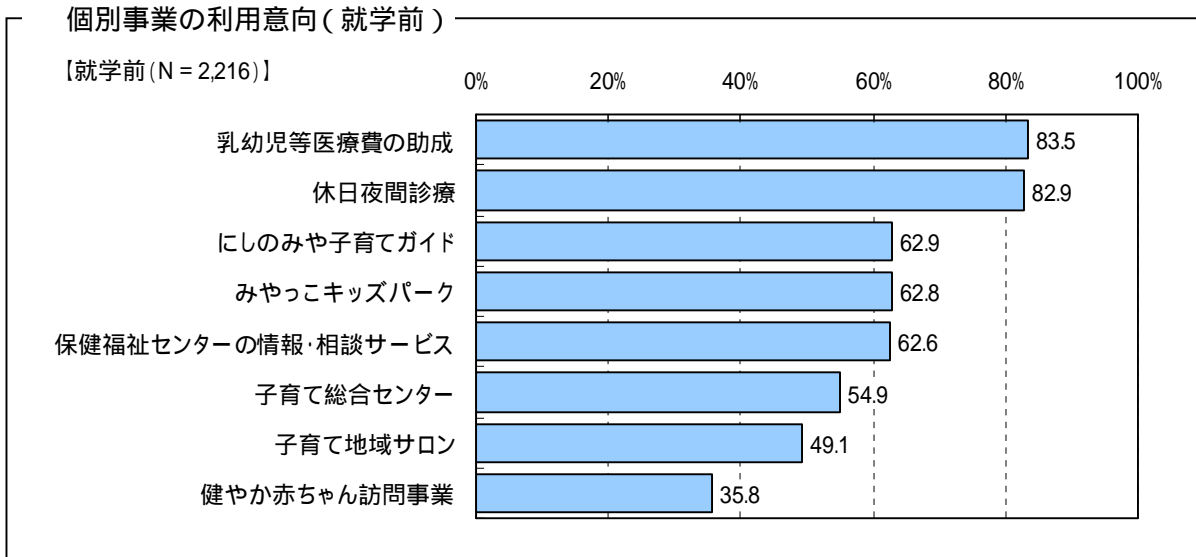
(7) 子育て全般

子育ての各分野における市民満足度をみると、「就学前」では「保育所や幼稚園などの保育サービスの充実」、「児童手当や医療助成など経済的支援の取組」、「小学生」では「児童手当や医療助成など経済的支援の取組」の満足度(「満足している」と「まあ満足している」の合計)の割合が5割前後となっており、他の項目に比べて高くなっています。一方、「就学前」「小学生」とも「子どもの権利擁護の取組」、「仕事と子育ての両立や男性の育児参加への取組」、さらに「就学前」では「子どもの犯罪被害の防止など安全確保の取組」について、「わからない」が他の項目と比較すると多くなっています。

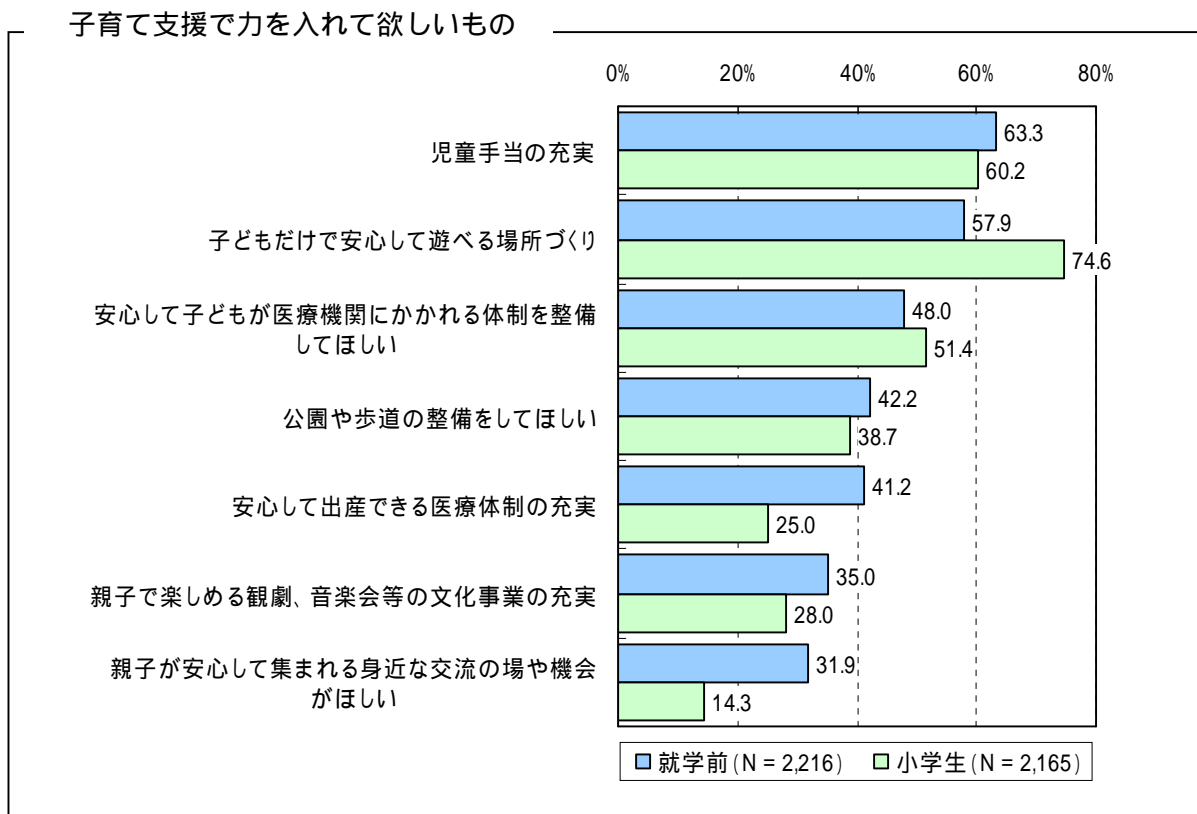
子育ての各分野における市民満足度



個別事業の利用意向をみると、「就学前」「小学生」ともに「乳幼児等医療費の助成」、「休日夜間診療」が非常に高く、そのほかに、「子どもの遊び場や居場所」へのニーズが高く、また、「就学前」では「子育てに関する情報や相談体制」のニーズが高くなっています。

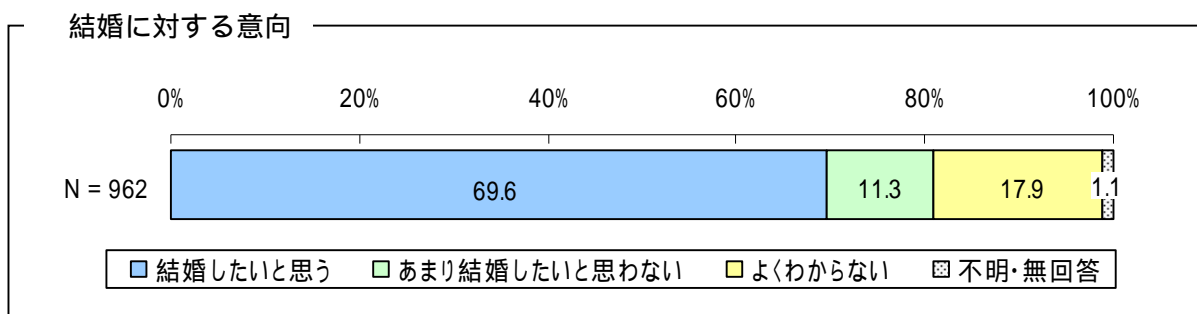


子育て支援で力を入れて欲しいものについて、「就学前」「小学生」ともに、「経済的な支援や医療体制の充実」のほかに、特に「小学生」では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が高くなっています。また「就学前」では、「安心して出産できる医療体制」、「親子が集まれる身近な交流の場や機会」について、「小学生」と比較すると高いことが分かります。

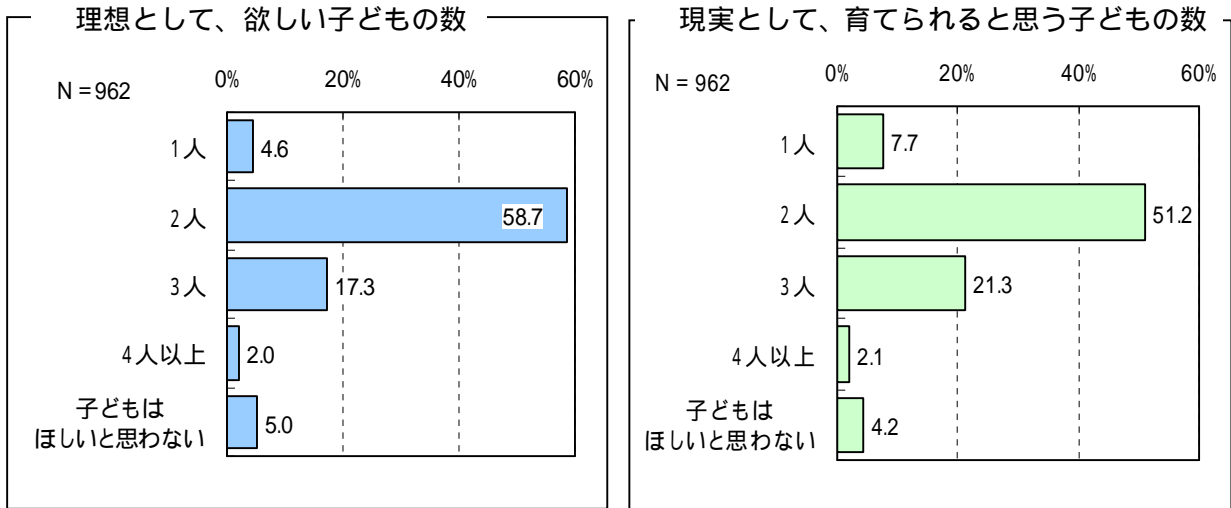


(8) 高校生の結婚や子育てに対する意識

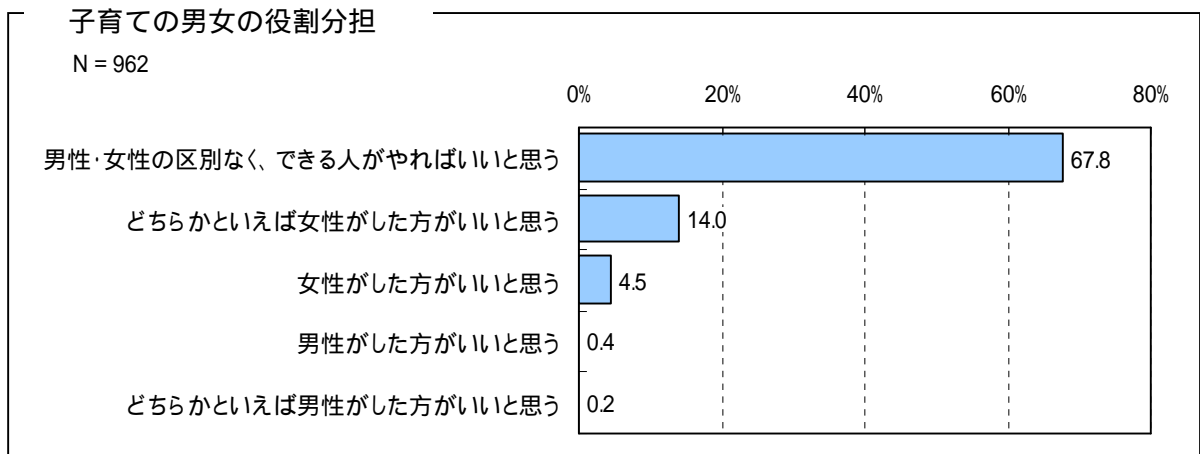
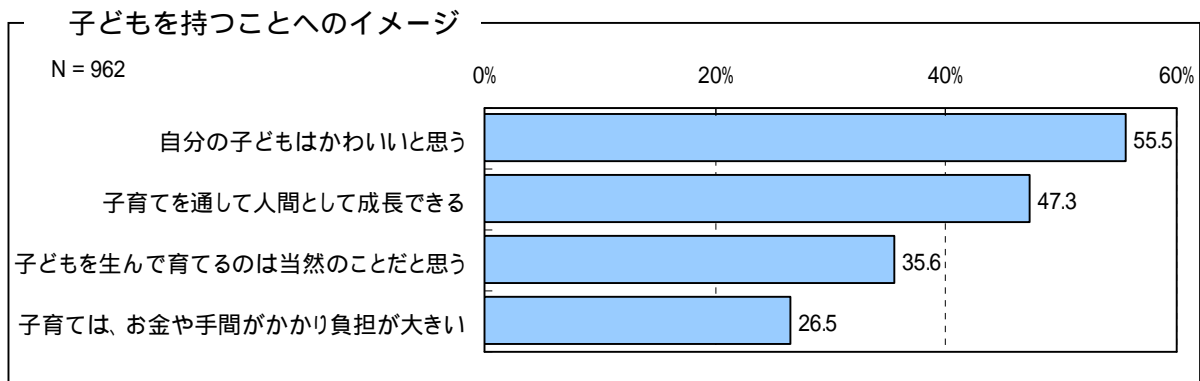
結婚に対する意向では「結婚したいと思う」割合が約7割となっています。



理想として欲しい子どもの数と、現実として育てられると思う子どもの数では、それぞれ「2人」と答えた割合が最も高く5割となっています。



子どもを持つことへのイメージでは、「自分の子どもはかわいいと思う」「子育てを通して人間として成長できる」の割合が5割前後、子育ての男女の役割分担では、「男性・女性の区別なく、できる人がやればいいと思う」の割合が7割弱となっています。前述の内容と合わせて考えると、結婚や子どもを持つこと、子育てに対して、前向きで柔軟な考えを持っていることがうかがえます。



6 . 前期計画を振り返って

前期計画の取り組み内容についてみると、まず、国に報告する特定事業の進捗状況（詳細はP26参照）は、「休日保育」「病後児保育（施設型）」「一時預かり」「子育てショートステイ」の4項目以外については、目標達成率が95%を超えており概ね目標が達成されています。しかし、「休日保育」については、保育所新設の際に、事業者に協力依頼を行ってきましたが、安定した利用者が見込めないといった運営上の問題や、保育所の待機児童解消が優先すべき課題として生じていたため実現できていません。また、「病後児保育（施設型）」については、「病後（病気の回復期）」の児童しか受け入れをしていなかったこともあり、事業の稼働率が低いという運営上の問題や、また、事業を新たに開始する上では、施設・設備面での課題もあります。今後、「病児（病気の児童）保育」へのニーズの高まりを考慮しつつ事業の充実を検討する必要があります。さらに、保育所の待機児童については、平成21年に223人と急増しており、保育需要率についても右肩上がりの状況が続く中、「通常保育」についてもさらなる受け入れ枠の拡大が必要と考えられます。

また、個別事業の進捗状況（詳細はP27参照）についてみていくと、平成20年度末の実績で事業数（実数）は240事業に上っており、その内訳は、新規実施：15事業、拡充：55事業、継続：147事業、その他：23事業となっています。そのうち、当初目標を達成できていない事業数（実数）は、11事業（新規：1、拡充：6、継続：4）となっており、目標達成率は約95%となっています。このことから、前期計画における個別事業の進捗状況は、一部を除き、概ね当初目標を達成しているといえます。ただし、これは個別の事業の進捗状況であり、その事業を実施したことによる効果について、どのように評価していくのかという課題があります。

次に、前期計画期間の状況を統計的なデータやニーズ調査等からみていくと、前期計画期間（平成17年～平成21年度）における西宮市の出生数等の経年変化では、平成20年の出生数は4,871人、平成20年の合計特殊出生率は1.31と、それ程高い上昇ではないものの、いずれも、平成16年時点（出生数：4,806人 合計特殊出生率：1.25）より増加しています。また、西宮市における全般的な子育てのしやすさについての市民満足度についても、概ね満足が不満を上回る結果となっています。さらに、母親の年齢別・居住年数別出生数の状況をみると、居住歴が短い「5年未満」の出生数が年々増加し続け、平成20年度にはその傾向がより顕著になってきています。

このことから近年、転入して間もない女性の出産が特に多くなっていることがうかがえ、市民満足度にみられる全般的な子育てのしやすさに対する評価と合わせて考えると、これから子育てをしようと考えている世帯の転入が増加した結果、近年の出生数と合計特殊出生率を引き上げているものと考えられます。

一方、震災後に本市の人口が急増したことにより、マイナスの影響が出ているのも事実です。象徴的なのは、保育所や留守家庭児童育成センター（学童保育）の待機児童や小学校における教室不足などです。加えて、幼稚園においても、希望するすべての児童の受け入れや幼児教育の充実、また、幼稚園にも保育所にも属さない概ね0～2歳児の乳幼児を対象とした在家庭向けの子育て支援や、地域や家庭における子育て力の向上も大きな課題となっています。

また、近年、発達障害に代表されるように、従前の障害児支援にとどまらない発達や発育、育児に対する支援ニーズも増大しており、今後、市としての相談体制や支援体制の確立が求められています。さらに、年々増加している児童虐待や、教育現場では不登校やいじめなど、社会的に擁護を必要とする児童等への対応も重点的に取り組むべき課題です。

その他にも、医師不足による産科や小児科医療の体制確保や昨今の経済不況による経済的困窮者への支援、有配偶率が低い要因の一つともいわれている若年層における雇用環境、特に非正規労働者の増加や若年層の長時間勤務など周辺環境にも社会問題が山積しています。また、子育てと仕事の両立支援においては、保育サービスの充実と両輪をなす「仕事と家庭生活の調和を実現するための働き方の見直し」、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取り組みなど、企業等との連携も必要です。

これらは、一自治体だけの取り組みでは解決が困難な課題も多くありますが、今後、国、都道府県、市町村、企業、地域、家庭などがそれぞれの役割を明確に意識した上で、相互に補完しながら、総合的な少子化対策として実行していく必要があります。

また、市の財政状況からも、限られた財源をどの施策や事業に重点的に配分するのかといった優先度をつけた上で、施策や事業を実施していく必要があります、そういったことを明確にしていくことがより効果的な対策につながると考えられます。

【国に報告する特定事業の進捗状況】

子育て支援サービス事業名		H16年度 (計画当初)	H21年度 (実績見込)	H21年度 目標値	達成率
通常保育	か所数	42か所	49か所	51か所	96.1%
	定員	3,824人	4,290人	4,304人	99.7%
低年齢児保育	定員	1,437人	1,636人	1,648人	99.3%
延長保育	か所数	13か所	22か所	22か所	100.0%
	定員	252人	539人	546人	98.7%
休日保育	か所数	-	-	2か所	0.0%
	定員	-	-	20人	0.0%
病後児保育(施設型)	か所数	-	1か所	2か所	50.0%
	定員	-	2人	6人	33.3%
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童育成センター)	か所数	41か所	40か所	41か所	97.6%
	定員	2,420人	2,860人	2,600人	110.0%
地域子育て支援拠点事業ひろば型 (旧:つどいの広場事業)	か所数	-	10か所	2か所	500.0%
地域子育て支援拠点事業センター型 (旧:地域子育て支援センター)	か所数	1か所	1か所	1か所	100.0%
一時預かり (旧:一時保育)	か所数	3か所	10か所	12か所	83.3%
	定員	30人	73人	120人	60.8%
子育てショートステイ	定員	5人	6人	8人	75.0%
ファミリーサポートセンター	か所数	1か所	1か所	1か所	100.0%

【前期計画の実施状況について】

基本目標別事業数の推移(平成20年度末)

基本目標	年 度				
	計画当初 (H16)	H17	H18	H19	H20
1 すべての家庭の子育てを支えるまちづくり	129 (13)	134 (14)	133 (14)	131 (14)	135 (14)
2 母と子の健康を支えるまちづくり	37 (2)	38 (2)	38 (2)	37 (2)	38 (2)
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	31 (8)	31 (8)	31 (8)	31 (8)	31 (8)
4 ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり	55 (20)	58 (20)	59 (19)	58 (19)	57 (19)
5 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	25 (5)	25 (5)	26 (5)	27 (5)	27 (5)
計	277 (48)	286 (49)	287 (48)	284 (48)	288 (48)
実 数	229	237	239	236	240

()は再掲事業内数

基本目標別事業の進捗状況(平成20年度末)

前期計画目標 (H21年度)	実施 ¹		拡充		継続		その他 新規事業 ²	合計
	達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成		
基本目標							-	-
1 すべての家庭の子育てを支えるまちづくり	7		31		83		14	135
	7	0	28	3	81	2		
2 母と子の健康を支えるまちづくり	1		15		18		4	38
	1	0	13	2	17	1		
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	5		9		17		0	31
	4	1	9	0	16	1		
4 ゆとりある教育の実現と健全育成のまちづくり	1		11		39		6	57
	1	0	10	1	36	3		
5 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	3		2		20		2	27
	3	0	2	0	20	0		
合 計	17		68		177		26	288 ³ (240)
	16	1	62	6	170	7		
実数合計	15		55		147		23	240
	14	1	49	6	143	4		

1...計画策定時には実施していない事業で、H21年度までには新たに実施すると目標に掲げた事業。

2...計画書には記載されていないが、前期計画期間中に新たに実施された事業。

3...288事業のうち、48事業は、基本目標などをまたがって再掲載されている。

7. 後期計画に向けて

出生数、合計特殊出生率の変動には、様々な要因が考えられるものの、5年前と比べ僅かですが増加しています。また、解決すべき課題は様々ありますが、ニーズ調査の市民満足度の結果と合わせて考えると、前期計画の取り組みが一定の評価を受けているものと考えられます。加えて、この計画の全体期間が10年間であることから、「基本的な視点」、「基本理念」については、大きく変更する必要はないものと考えます。ただし、「基本目標」や「計画の体系」、また、取り組むべき課題などを考える際には、昨今の社会状況を考慮して修正または追加していく必要があります。

以上の状況から取り組むべき課題を整理すると次の6点に集約されます。

[1] 「地域における子育て支援の充実」

子育て家庭においては、心理的・肉体的な不安感や負担感、経済的な負担感を強く感じており、特に保育所や幼稚園に通わず在宅で子育てをしている家庭においては、男性の育児参加の不足や核家族化の進行、地域とのつながりが希薄化したことなどにより母親が家庭において孤立したり、また、社会から疎外感を感じる人が多いといわれています。子育てが本来持つ“楽しさ”や子どもの成長にふれる“喜び”を感じられるよう家庭、地域、行政等が一体となって、子育ての交流や相談の場、また、情報収集や情報提供を進めていき、全般的な子育て支援サービスの充実や地域や家庭における子育て力の向上などをめざす必要があります。

[2] 「母子保健の充実や母と子の健康確保」

妊娠期から出産期において、安心して安全に子どもを妊娠・出産できる環境づくりが必要です。出産後は慣れない育児などでストレスを感じる事が多々あります。そのため、男女がともに協力して生み育てる意識を育むとともに、妊婦同士の仲間づくりなどが求められています。

また、子どもの発育・発達に関する事は、乳幼児を持つ保護者にとって大きな関心事です。乳幼児健診などによる育児・発育・発達に関する相談・支援体制の充実、妊娠期や乳幼児期を安心して迎えられるような体制づくり、さらに、妊産婦の正しい食事や食の安全面、「食」から子どもの健全育成をめざす「食育の推進」や「小児医療の充実」などの取り組みも必要となります。

[3] 「子育てと仕事の両立」

結婚や出産、育児のために仕事を退職する女性が、まだまだ多いのが実情です。いわゆるM字カーブの谷の部分の指しますが、本市でも、経済状況の悪化などに伴って、働きながら子育てをする家庭も増えてきています。男女がともに子どもを生み育てるため、また、子育てと仕事の両立のためには、保育サービスの充実とワーク・ライフ・バランスの実践が欠かせない視点です。そのため、保育所の待機児童の解消や多様な働き方に対応した保育サービスの充実、また、育児休業の取得促進や育児休業後の円滑な職場復帰、子育て中の家庭が働きやすい職場環境など企業においても子育て中の家庭を応援するような意識改革が必要です。

[4] 「教育環境の充実と子どもの健全育成」

子どもの教育やしつけは、思春期に入る子どもを持つ親にとって大きな悩みの一つです。そのため、子どもを学校、家庭、地域全体で育むことが求められています。教育現場においては、全体的な学力の向上や特別支援教育の充実、小学校の教室不足に象徴されるような教育環境の改善や整備、また、就学前児童の教育・保育を一体的に提供するための幼児教育のあり方や幼稚園に入園を希望するすべての子どもの受け入れといった課題もあります。そうした中で、子どもは次代を担う親であるという視点からも子どもの健全育成が必要です。地域の人との異年齢交流や乳幼児、妊産婦とふれあうことにより、命の大切さや子どもを生み育てることの意義を次代の親となる子どもに伝えていくことも教育現場で求められています。

[5] 「子育て家庭に配慮したまちづくり」

妊産婦や子育て家庭が乳幼児を連れて気軽に外出し、不自由なく移動できる環境づくりが求められています。そのためには、ユニバーサルデザインの考えに基づいたまちづくりや移動の円滑化に向けた取り組みが必要となります。具体的には、歩道の段差解消や公共施設などにおけるバリアフリー化、住環境の改善などハード面での子育て家庭に配慮したまちづくりが求められています。また、ハード面のみではなくソフト面でも、人が人にやさしく接する心のバリアフリーといった考え方もあり、ハード・ソフトそしてハートへ、多面的なバリアフリー化が必要です。

[6] 「すべての子どもの権利を守る体制づくり」

虐待やいじめ、不登校への対応や障害児施策、ひとり親家庭への支援、犯罪などから子どもを守るための取り組みが必要です。つまり、社会的に養護を必要とする子どもへの支援策が求められており、特に虐待等によって命を落とすといった痛ましい事件が後を絶たないなど、すべての子どもの権利と安全を保障する体制づくりが求められています。また、従前の障害児施策の枠組みでは対応できない発達障害に対する支援体制などについても、近年クローズアップされてきています。

上記[1]～[5]は、前期計画と同様に大きな柱として浮かび上がってきます。加えて、[6]が後期計画における新たな柱として追加が必要と考えられます。そこで、後期計画では、基本目標を5本から6本に再設計して第3編において具体的な基本目標とその内容を示します。

また、後期計画策定における特徴として、「評価指標の設定」が国の指針において示されています。これは、個別事業や施策単位で評価指標を設定することにより、計画全体の評価をする際に、役立てていくというものです。前期計画の際には、個別事業ごとの目標設定を3段階(実施・拡充・継続)で行っていたものの、その具体的な内容が不明確なものも含まれており、進行管理や計画の評価を行っていくという問題もありました。また、5年前の前期計画策定時は、施策レベルでの評価指標の設定を実施していなかったため、事業レベルのみの進行管理では、施策レベルや計画全体の評価を行うのが困難でした。

これを踏まえて、後期計画においては、事業レベルでは、原則、アウトプット（実施状況）、施策レベルではアウトカム（成果指標）をできるだけ設定することにより、計画全体の進行管理と評価を実施していきます。

このほか、前期計画では、基本目標をまたぐような形で個別の事業を「再掲」という形態をとっていたため、計画書に重複記載されていた事業が多数あり、計画体系上の位置づけが不明確なものもありました。また、計画体系についても、本市独自で設定しましたが、時代の変遷を受けて、現状の施策目標や施策展開が事業に合致していないものも出てきているため、再編成を行う必要があると考えています。

以上、このような点に留意しながら後期計画を策定しました。

第3編 計画の基本的な考え方

1．基本的な視点	・・・	31
2．基本理念	・・・	32
3．基本目標	・・・	32
4．計画の体系	・・・	34

第3編 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

[1] 子どもの幸せを第一に考えます

次代を担うべき子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。

また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

[2] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て世代が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、結婚や子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。

[3] まち全体で子どもを育みます

子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、相互に補完することにより、まち全体で子どもを育みます。

この計画書における「子育て世代」とは、これから結婚しようとする人や子育て中の家庭などを含んだ世代を指します。

2 . 基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

3 . 基本目標

基本目標1：地域における子育てを支えるまちづくり

子育てについての悩みや精神的な不安、肉体的・経済的な負担などの軽減に向けた取り組みを子育て支援サービスの充実により各方面から進めます。また、世代間交流やふれあい事業等を通して人と人とのつながりが深まっていくよう、子育てサークルなど地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

基本目標2：母と子の健康を支えるまちづくり

妊娠及び出産が希望に沿った形で安全に安心して行えるよう取り組みを進めるとともに、男女がともに協力して生み育てる意識を育みます。また、出産後の育児不安を軽減し、自信とゆとりを持ち安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業をはじめ食育の推進や小児医療の充実などに努めます。

基本目標3：子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、社会の就労環境の変化や多様な就労形態に配慮しつつ、保育サービスの充実を図ります。また、仕事と家庭生活の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の推進を企業等とともに進め、働きながら安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

基本目標4：教育環境の充実と健全育成のまちづくり

人間関係の希薄化や規範意識が低下する中で、次代を担う子どもたちが、いのちを大切に、人権を尊重する意識を高め、確かな学びを身につけるよう、学校教育と社会教育の連携を強化し、教育環境の充実に努めます。また、家庭や地域の子育て力を高めるため、幅広い情報と学習機会の提供に努めます。

基本目標5：子育て家庭にやさしいまちづくり

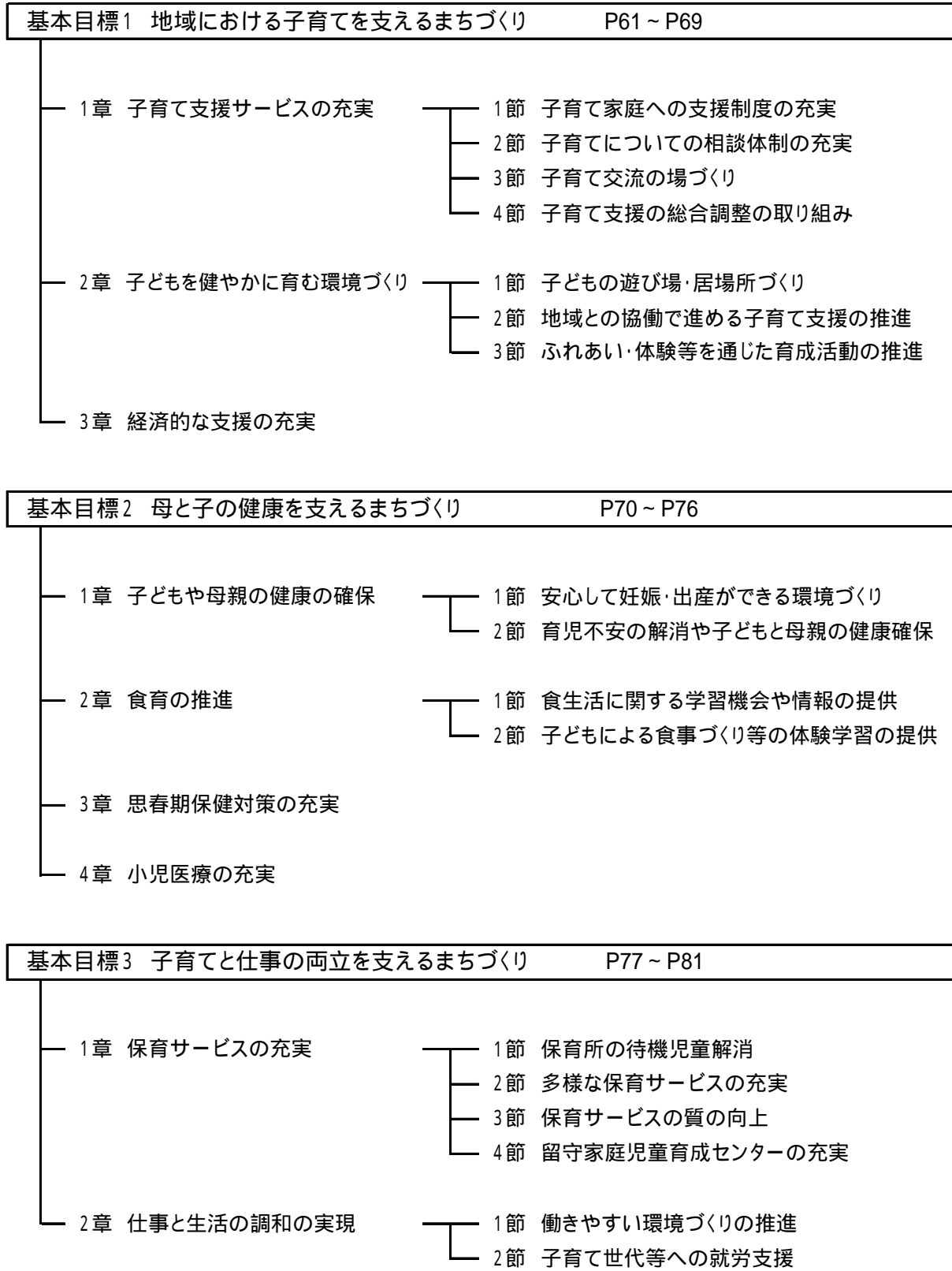
子どもや妊産婦、乳幼児連れの子育て家庭をはじめ、だれもが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まい・まちづくりの誘導、施設整備を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリー化などの推進に取り組みます。

基本目標6：子どもの権利と安全を守るまちづくり

子どもの最善の利益が尊重されるように、虐待、いじめ、不登校などの解消に積極的に取り組むとともに、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策を進めます。さらに、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう取り組みを進めます。

また、障害児施策とりわけ発達障害や、ひとり親家庭への対応など、社会的養護を必要とするすべての子どもへの支援を行います。

4 . 計画の体系



基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり P82～P89

- 1章 次代の親の育成
- 2章 子どもの生きる力の育成
 - 1節 確かな学力の向上
 - 2節 豊かな心と健やかな体の育成
 - 3節 信頼される学校づくり
 - 4節 教育環境の整備
 - 5節 幼児教育の充実
 - 6節 特別支援教育の充実
- 3章 家庭や地域の教育力の向上
 - 1節 家庭教育への支援の充実
 - 2節 地域社会における教育力の向上

基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり P90～P92

- 1章 良好な住宅・住環境の整備
- 2章 安全で安心な移動空間の確保
 - 1節 安全な道路交通環境の整備
 - 2節 安心して外出できる環境の整備

基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり P93～P99

- 1章 子どもの権利擁護の推進
 - 1節 児童虐待防止への取り組み
 - 2節 ひとり親家庭等への支援
 - 3節 障害児施策の充実
- 2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み
 - 1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備
 - 2節 有害環境対策の推進
- 3章 子どもの安全の確保
 - 1節 子どもの交通安全の確保
 - 2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み
 - 3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実